

目 次

① 設置の趣旨及び必要性	p. 4
ア. 法人、大学及び既設学科等の教育研究上の理念と目的	
イ. スポーツ科学専攻修士課程設置の趣旨及び必要性	
ウ. どのような人材を育成するか	
エ. 3つのポリシー	
オ. 中心的な学問分野	
カ. 修了後の進路	
② 修士課程までの構想か、または、博士課程の設置を目指した構想か	p. 12
③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	p. 12
④ 教育課程の編成の考え方及び特色	p. 12
ア. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	
イ. 教育課程編成の考え方	
ウ. 教育課程の特色	
エ. 研究指導の方法	
⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	p. 18
ア. 教育方法	
イ. スポーツ科学専攻修士課程の時間割、履修モデルの対応表	
ウ. 履修指導方法	
エ. 履修モデル	
オ. 研究に関する倫理審査体制	
カ. 履修の条件	
キ. 修士課程の修了要件	

⑥ 基礎となる学部との関係	p. 23
ア. 既設健康福祉学部・学科の教育課程の特徴	
イ. 既設学部・学科と大学院生活支援科学研究科スポーツ科学専攻修士課程との関係	
⑦ 多様なメディアの高度利用と、ハイブリット型授業を教室以外の場所で履修させる場合	p. 25
ア. メディアを利用したリアルタイム型の授業	
イ. メディアを利用したオンデマンド型の授業	
⑧ 「大学院設置基準」第14条による教育の実施	p. 26
ア. 修業年限	
イ. 履修指導及び研究指導の方法	
ウ. 授業の実施方法	
エ. 教員の負担の程度	
オ. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の構成に関する配慮、必要な職員の配置	
⑨ 入学者選抜の概要	p. 29
ア. 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を含む選抜方法・選抜体制	
イ. 一般選抜	
ウ. 社会人特別選抜	
エ. 総合型選抜	
⑩ 教員組織の編成の考え方及び特色	p. 36
ア. 教員配置	
⑪ 研究の実施についての考え方、体制、取組	p. 37
⑫ 施設、設備等の整備計画	p. 37

ア．校地、運動場の整備計画	
イ．校舎等施設の整備計画	
ウ．図書等の資料及び図書館の整備計画	
⑬ 管理運営	p. 41
⑭ 自己点検・評価	p. 42
ア．実施体制及び実施方法	
イ．点検・評価項目	
⑮ 認証評価	p. 44
ア．大学基準協会による第三者評価（平成 18 年度）	
イ．（財）日本高等教育評価機構による第三者評価（平成 23 年度）	
ウ．（財）日本高等教育評価機構による第三者評価（平成 29 年度）	
⑯ 情報の公表	p. 45
ア．公表項目	
イ．情報の公表についての実施方法	
ウ．情報提供項目	
⑰ 教育内容等の改善のための組織的な研修等	p. 49

資料

①設置の趣旨及び必要性

ア. 法人、大学及び既設学科等の教育研究上の理念と目的

西九州大学（以下、「本学」とする）は、「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」という建学の精神のもと、食・健康、福祉、幼児教育・保育に関して、地域社会を支える人材育成を担うとともに地域の「知の拠点」としての役割を果たすことで地域社会とともに発展する教育研究機関となるべく、地域志向型の大学を目指してこれまで発展してきた（資料 1）。

昭和 43（1968）年の開学以来、「食・健康と福祉の探究」を目指す学際的な理念を掲げ、人々の生活を支援して社会を支える人材養成を大学ミッションとして、栄養と福祉の両分野にわたる多数の有為な人材を育成して地域社会に輩出してきた（資料 2）。

本学は、佐賀県内唯一の私立 4 年制大学として、建学の精神である「健康と福祉の探究」を目指して教育研究を深化・発展させるため、社会福祉、精神保健福祉、介護福祉、臨床心理、教育・保育、管理栄養、理学療法、作業療法、看護の各分野において求められている専門職業人の養成に努めてきた（資料 3）。

平成 25（2013）年、本学は、大学院改組とは別に、大学としての基本的な方向性に重要な転換と進展を促すような契機を与えられた。すなわち、西九州大学が佐賀大学と共同で申請した「コミュニティ・キャンパス佐賀アクティベーション・プロジェクト」が文部科学省による「平成 25（2013）年度 地（知）の拠点整備事業」に採択されたことである。本学は、従来から地域社会とのつながり、連携を機軸とする研究教育のあり方を模索し、機会あるごとに文部科学省の各種助成事業に応募し、採択されてきた（資料 4）。

そして、これまでの伝統を継承しつつ、さらなる発展を期すため、地（知）の拠点整備事業への採択を契機に、地域の活性化に資するために、地域を志向し、地域に根ざし、地域とともに発展する大学になること決意し、「地域大学宣言」を公にするところとなった（資料

5)。このように、地域の活性化の中核として発展することを目標に掲げ、地域自治体、地域産業界、ならびに地域社会と連携した教育研究活動を展開している本学は、この「宣言」のなかで、「地域に生活する人々への様々なかたちでの支援（生活支援）」を科学し、実践する高等教育機関として歩むことを謳い、そのような視点をもつ高度専門職業人を養成するために、保健、福祉、医療、スポーツ、教育、心理、及び看護を中心に「生活支援を科学し実践する大学」を志向し、大学院生活支援科学研究科（以下、「本学大学院」とする）を設置している。

本学大学院では、地域の自然や文化を愛し、人類文化・思想の多様性を受け入れ、豊かなコミュニケーション能力、専門的知識・技能を駆使して、グローバル化、高齢化・人口減少社会等によってもたらされた新しい課題の解決に向けた実践及び研究を志向し、「地域生活を支援し、創造することができる高度の専門職業人及び研究者」を育てることを、教育の理念・目標として定めている。

本学大学院の変遷としては、平成 11（1999）年に健康福祉学部を基に「大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻修士課程」を開設した後、平成 14（2002）年に臨床心理コース、平成 21（2009）年にリハビリテーションコースを設置し、同研究科修士課程の充実を図ってきた。その後、目まぐるしい時代の変化に対して健康福祉学の枠組みのみでは対応が困難となってきたため、人々の生活を支援するという研究教育理念のもとに、自立生活の促進を進める生活支援及び生活支援科学というキーワードで研究科全体を捉え直し、学部と大学院との教育・研究体制の緊密な連携を図る見地から、平成 26（2014）年度より健康栄養学、健康福祉学、臨床心理学、リハビリテーション学の各専攻を独立させ、名称を「生活支援科学研究科」に変更した。

その後、平成 27（2014）年度に健康福祉学専攻修士課程を地域生活支援学専攻博士前期課程に名称変更、同後期課程を設置し、同年、子ども学部を基礎とした子ども学専攻修士課程を設置した（資料 6）。そして、令和 4（2022）年度には、健康栄養学専攻修士課程の課程

変更により博士後期課程を開設するとともに、栄養学専攻へと名称変更を行った。また、看護学部を基礎とする看護学専攻修士課程の開設など、全学部と大学院における教育・研究の緊密な連携体制の整備を図ってきた。

イ. スポーツ科学専攻修士課程設置の趣旨及び必要性

今回、設置を計画している西九州大学大学院生活支援科学研究科スポーツ科学専攻修士課程（以下、「スポーツ科学専攻修士課程」又は「本専攻」とする）は、健康福祉学部スポーツ健康福祉学科（以下、「スポーツ健康福祉学科」とする）を基礎とする。

スポーツ健康福祉学科は、平成 26（2014）年度に設置し、スポーツ、健康、福祉分野に関する学際的総合的な研究の体系化とそれを基礎とした応用的実践的な教育研究を展開し、ユニバーサル社会の理解と健康スポーツの専門知識を基盤に、真心をもった人間性と高度な知識・技術をもって、障がいのある人や高齢者を含むすべての人に対して生涯にわたってスポーツを活用した豊かな健康生活を支援できる専門職業人及び広範な領域で活躍する社会人を養成してきた。

スポーツ健康福祉学科における人材育成が 9 年を経過した今、特にラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等、国内で開催された国際大会によって国民が体験的に感じた「スポーツの力」に注目が集まっている。

わが国のスポーツに関する政策を見ると、地方創生政策である第 2 期まち・ひと・しごと創成総合戦略（令和元（2019）年 12 月閣議決定）に「スポーツ・健康まちづくり」が位置づけられているように、あらゆる世代のスポーツ機会の確保とスポーツを活用した健康増進や地方創生の取り組みなどに大きな期待が集まっていることや、Society 5.0 時代の到来による人々の「働き方」や「生活様式」などのライフスタイルの大きな変化に応じるべく、デジタル化など先端技術を取り入れたスポーツの推進を図るとともに、Sport in Life の理念に基づき、毎日の生活の中でスポーツに親しむ時間や環境を確保することが求められている。

スポーツ基本法の規定を基にした第3期スポーツ基本計画（令和4（2022）年3月策定）では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策として、1）スポーツを「つくる／はぐくむ」、2）スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、3）スポーツに「誰もがアクセスできる」からなる3つの視点が示された。そして、このような施策・取組を通じて、「全ての人が自発的にスポーツに参加でき「楽しさ」や「喜び」を感じられる社会、さらには、スポーツの力で地域経済の活性化や課題を解決できる社会の実現を目指す」としている。

本学の所在地である佐賀県は、佐賀から世界に挑戦するトップアスリートを育成するSAGAスポーツピラミッド構想（SSP構想）に平成30（2018）年から取り組んでいる。この構想は、トップアスリートの育成と県民がスポーツの「する」「育てる」「観る」「支える」のいずれかに何かしらの形で関わり、スポーツ文化の裾野を広げることも目的としている。本学は、令和3（2021）年12月に本構想に係る事業推進における連携協定を締結（資料7）し、スポーツ健康福祉学科を中心に支援を行うこととした。同年11月には、現在、日本プロバスケットボールリーグの2部（B2）に所属するチーム「佐賀ブルーナース」を運営する株式会社サガスポーツクラブとの連携協定も締結（資料8）しており、ジュニア層におけるスポーツ科学支援に着手している。

また、佐賀県では令和6（2024）年に国民スポーツ大会（現、国民体育大会）・全国障害者スポーツ大会の開催を控えていることもあり、県内におけるスポーツへの機運が高まっている。これらを契機として、学校を含めた地域のスポーツ現場において理論的・科学的根拠に基づくスポーツ選手の育成や指導、健康づくり、生涯スポーツなどをいかに推進し支援していくのか、将来を見据えたあり方の構築が求められている。

こうした情勢と上述した本学大学院の教育の理念・目標に鑑み、スポーツ現場における様々な問題や課題に対して、スポーツ科学における高度な知識と実践力を有したリーダーとして解決に取り組み、その成果を広く発信する能力を備えた高度専門職業人を養成する目的

でスポーツ科学専攻修士課程の設置を申請する（資料 9）。

ウ. どのような人材を育成するか

本専攻では、自身の専門分野を基軸として、広範なスポーツ科学の専門的知識を体系化することができ、自らの研究成果を基に理論的な指導・支援法を確立し、さらに、それらを教授できる高度な実践力を有する人材を育成することとし、下記の 3 つの具体的な人材像を掲げる。

1) 地域スポーツ領域で貢献し得る人材像

子どもから高齢者、障がいのある人を含めたすべての人が運動やスポーツを通して生きがいや健康を向上させ、生活を豊かにするための指導・支援ができる人材。

2) 競技スポーツ領域で貢献し得る人材像

アスリートのパフォーマンス向上に関わるスポーツ科学への深い理解とエビデンスを活用したコーチングやトレーニングの分野で指導・支援ができる人材。

3) 学校教育領域で貢献し得る人材像

教育現場においてスポーツ参与の魅力と重要性を伝えることができ、スポーツの科学的根拠に基づいた指導・支援ができる人材。

エ. 3 つのポリシー

上述した本専攻が掲げる具体的な人材を育成するための 3 つのポリシー（学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー））は、次の通りである。

1) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本専攻では、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」（平成 17（2005）年 9 月 5 日、中央教育審議会の答申）に記載された内容と本専攻の教

育理念・目的を踏まえ、下記 4 点の能力を身につけ、必修科目 10 単位、選択科目 20 単位以上、合計 30 単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士（スポーツ科学）の学位を授与する。

1. スポーツによる共生社会の実現に貢献する上で、学際的な視点を持ち、他の生活支援科学研究科の学域とも協働し、包括的な生活支援を行う能力を身につけている。
2. スポーツ科学の専門領域において必要とする専門性の高い知識を修得し、健康・体力の維持増進や疾病の予防、パフォーマンス向上など人々のスポーツニーズに応え得る能力を身につけている。
3. スポーツや健康運動を通してそれぞれの職域で貢献できる知識とリーダー的実践能力を身につけている。
4. スポーツ領域の学究的な力と倫理観を併せ持つ研究的能力を身につけている。

2) 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本専攻では、上述した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる 4 つの能力を習得させるため、教育課程の編成と実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を次の通り設定する。

【教育課程の編成方針】

1. 生活支援科学研究科の他専攻の学生とともに学んで生活支援科学を俯瞰的にとらえる「共通科目」である生活支援科学特論（必修）を配置する。
2. スポーツ科学の基礎となる理論や研究に関わる知識を教授する「基礎分野」に 7 科目の選択科目を配置する。
3. 地域、スポーツ関連団体、学校教育の場において活躍する、高度な実践力及び研究の基礎的能力を備えた専門職者を育成する「展開分野」として、7 科目の選択科目を設置する。
4. 基礎的な研究能力を身に付け、自ら設定した研究課題にそって研究計画を立案し、

修士論文の完成を目指す「研究指導」として特別研究1科目（必修）を配置する。

【教育課程の実施方針】

1. 大学院生自らが目指す目的に向けて、修了時までに修得すべき知識・技能・研究能力等がカリキュラムの体系の中でどのように養成されるのかを履修モデル等を明示する。
2. 「展開分野」では、「共通科目」や「基礎分野」で修得した専門知識を基に、さらにそれぞれの職域において求められる高度な能力や実践力を自ら志向できるようにする。
3. 「研究指導」では、特別研究を配置し、学生が主体的に研究課題を志向できるよう意識づけし、発展的、継続的な研究ができるよう指導する。
4. 学習成果の評価は、専門・応用的能力要素として「態度・志向性」「知識・理解」「技能・表現」「行動・経験・創造的思考」の4点を設定し、それらを「定期試験・小テスト等」「宿題・授業外レポート」「授業態度・受講者の発表・授業への参加度」等の方法で評価する。各科目の評価方法はシラバスに記載する。
5. 修士論文の評価は、表題・キーワード、研究目的、研究方法、結果・考察、構成・論理展開、要旨、作成プロセスといった観点からの評価基準を学生に明示する。

3) 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本専攻は、専門分野の学理を探究したいと希望する者とともに、多角的な視点から実践研究を行うことを希望する者にも門戸を開いている。本専攻は入学者選抜にあたって、以下の要件を満たすものを積極的に受け入れる。

1. スポーツ系学問領域に関する学士レベルまたはそれ相当の知識・技能を有している者。
2. スポーツ科学についての高度な専門的知識と理論・技能を修得して、実践活動や研究活動を通して社会に貢献したいと考えている者。

3. スポーツ領域への探究心を持ち、自発的に研究ができる資質・能力を有している者。

なお、本専攻が育成する人材像と3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）との関係は（資料10）に示す通りである。

オ. 中心的な学問分野

本専攻では、基礎となるスポーツ健康福祉学科の3つの履修モデル（地域スポーツ支援、競技スポーツ支援、スポーツ教育支援）に基づく教育研究を総合的に深化させるため、各モデルを代表する科目分野として「地域スポーツ支援学特論」、「スポーツバイオメカニクス学特論」、「学校保健体育支援学特論Ⅰ」を設定し、その他、多角的な分野における科目を用意することで大学院生の研究テーマに応じて自ら選択することを可能とする。

カ. 修了後の進路

上記で述べた3つのモデルを総合的に深化させた科目設定の学修成果による本専攻修了後の進路については、下記の通り、大きく3つの領域を想定している。

1) 地域スポーツ領域

体育・スポーツ・健康関連の行政職、大学を含む体育・スポーツ・健康関連研究機関の研究者及びスタッフ、総合型地域スポーツクラブのスタッフ、フィットネスクラブのスタッフ、健康づくり・健康増進センターのスタッフ、大学を含む医療・福祉関係研究機関の研究者及びスタッフ 等

2) 競技スポーツ領域

競技スポーツ団体や機関のスタッフ、プロスポーツ・実業団等競技スポーツのクラブやチームのスタッフ、大学を含むスポーツ研究機関の研究者及びスタッフ、トレーニングセンターのスタッフ 等

3) 学校教育領域

中学校教諭専修免許状（保健体育）を有する教員、高等学校教諭専修免許状（保健体育）を有する教員、社会教育施設（青少年自然の家等）のスタッフ及びこれらを専門とする研究者 等

②修士課程までの構想か、または、博士課程の設置を目指した構想か

現段階では修士課程までの構想であり、同課程での教育研究の充実と人材育成に努める。

③研究科、学科等の名称及び学位の名称

本専攻は既存の生活支援科学研究科に設置申請を行う。専攻の趣旨に鑑み、専攻の名称は、国際的な通用性があり、学生、市民にわかりやすく、教育・研究上の目的にふさわしい「スポーツ科学専攻」とし、修了生に付与する学位は、「修士(スポーツ科学)」とする。

研究科名：生活支援科学研究科 Graduate school of Human Care Sciences

専攻名：スポーツ科学専攻 Master's Course in Sports Science

学位名：修士（スポーツ科学） Master of Sports Science

入学定員：2人（収容定員 4人）

開設時期：令和6（2024）年4月 第1年次

④教育課程の編成の考え方及び特色

ア. 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

本専攻では、上述した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる4つの能力を習得させるため、教育課程の編成と実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を次の通り設定する。

1) 教育課程の編成方針

1. 生活支援科学研究科の他専攻の学生とともに学んで生活支援科学を俯瞰的にとらえ

る「共通科目」である生活支援科学特論（必修）を配置する。

2. スポーツ科学の基礎となる理論や研究に関わる知識を教授する「基礎分野」に7科目の選択科目を配置する。

3. 地域、スポーツ関連団体、学校教育の場において活躍する、高度な実践力及び研究の基礎的能力を備えた専門職者を育成する「展開分野」として、7科目の選択科目を設置する。

4. 基礎的な研究能力を身に付け、自ら設定した研究課題にそって研究計画を立案し、修士論文の完成を目指す「研究指導」として特別研究1科目（必修）を配置する。

2) 教育課程の実施方針

1. 大学院生自らが目指す目的に向けて、修了時までに修得すべき知識・技能・研究能力等がカリキュラムの体系の中でどのように養成されるのかを履修モデル等を明示する。

2. 「展開分野」では、「共通科目」や「基礎分野」で修得した専門知識を基に、さらにそれぞれの職域において求められる高度な能力や実践力を自ら志向できるようにする。

3. 「研究指導」では、特別研究を配置し、学生が主体的に研究課題を志向できるよう意識づけし、発展的、継続的な研究ができるよう指導する。

4. 学修成果の評価は、専門・応用的能力要素として「態度・志向性」「知識・理解」「技能・表現」「行動・経験・創造的思考力」の4点を設定し、それらを「定期試験・小テスト等」「宿題・授業外レポート」「授業態度・受講者の発表・授業への参加度」等の方法で評価する。各科目の評価方法はシラバスに記載する。

5. 修士論文の評価は、表題・キーワード、研究目的、研究方法、結果・考察、構成・論理展開、要旨、作成プロセスといった観点からの評価基準を学生に明示する。

イ. 教育課程編成の考え方

ここでは、上述 1) で示した教育課程編成の考え方について詳しく説明する。なお、以下に基づいて設置する科目の系統を図に示したものが資料 11 である。

- 1) 生活支援科学研究科の他専攻の学生とともに学んで生活支援科学を俯瞰的にとらえる「共通科目」である生活支援科学特論（必修）を配置する。

本学大学院博士前期課程及び修士課程を構成する 7 専攻の共通科目として「生活支援科学特論」を配置し、人の生活を科学し、人の生活を支援するという本大学院の理念を体現する。栄養学、健康福祉学、臨床心理学、リハビリテーション学、子ども学、看護学を専門とする教員が、オムニバス形式でそれぞれの専門領域からみた生活支援について学際的に探求する。

- 2) スポーツ科学の基礎となる理論や研究に関わる知識を教授する「基礎分野」に 7 科目の選択科目を配置する。

基礎分野にはスポーツ科学の基盤となる理論や研究に関わる知識を教授する 7 科目を配置する。「地域スポーツ支援学特論」、「学校保健体育支援学特論Ⅰ」は、将来活躍できる職域分野の支援方法や課題発見、解決を論究し、支援者、教育者としての資質、能力を培う。さらに、ライフスタイルに応じた健康スポーツや競技スポーツの基盤となる理論や概念を科学的な視点で捉えるための「健康運動科学特論」、「健康スポーツ医学特論」、「スポーツ心理学特論」、「スポーツ生理学特論」、「スポーツ栄養学特論」を配置する。なお、「地域スポーツ支援学特論」、「スポーツ生理学特論」、「健康スポーツ医学特論」の 3 科目は、上述の「生活支援科学特論」（必修）を補完するものである。

- 3) 地域、スポーツ関連団体、学校教育の場において活躍する、高度な実践力及び研究の基礎的能力を備えた専門職者を育成する「展開分野」として、7 科目の選択科目を設置する。

展開分野には各職域に必要である基礎的知見の理解をさらに深めるとともに、質の高

い実践とそれを探究する能力を養う 7 科目を配置する。「学校保健体育支援学特論Ⅱ」、「身体教育特論」は、高度な学校教育現場での保健体育の教育方法を探究する能力の養成を目指す。さらに、その実践的能力を展開し教育現場における問題解決や指導の資質、能力とともに教育観を培うための「学校保健体育支援実践研究」を配置している。また、「運動処方特論」は、個人及び集団の健康の維持増進に貢献するスポーツの役割の理解を深め、「スポーツバイオメカニクス学特論」は、スポーツを科学的に理解し実践に適用する高度な能力を養う教科である。「幼児運動・スポーツ支援学特論」は、将来のスポーツ活動を発育期から探究する教科として配置している。そして「地域スポーツ支援実践研究」は、行政や民間のさまざまなスポーツ関連施設や健康増進施設等において学んだ専門的知識や実践力を展開し、スポーツを通じた地域や社会への貢献や役割等の理解を深めるために配置している。

- 4) 基礎的な研究能力を身に付け、自ら設定した研究課題にそって研究計画を立案し、修士論文の完成を目指す「研究指導」として特別研究 1 科目（必修）を配置する。

指導教員のもとで入学当初からスポーツ科学に関する研究テーマを探究し、研究の計画、実施、論文作成が行えるように研究指導として「特別研究」（必修）を配置する。

ウ. 教育課程の特色

1) 体系的な教育体制

本専攻では、本学大学院の共通科目に加え、本専攻の基礎分野、展開分野を配置し、それぞれの職域に応じた教科を体系的に編成し、さまざまな対象者、地域、職域でスポーツを通して支援できる高い知識と実践力を修得できるとともに、研究課題に基づき、研究を進めて修士論文を作成することをできるよう教育体制を整えている。

2) 生活支援科学研究科としての特性を生かした幅広い教育・研究

本学大学院は、既に栄養学専攻、臨床心理学専攻、リハビリテーション学専攻、子ども

も学専攻、健康福祉学専攻、看護学専攻を有している。まず研究科における研究・教育の基本、前提を学修し、各専攻領域の議論に入る準備を行っている。その内容は地域における人びとの生活の機能や領域、生活支援についての理論や方策、各専攻領域における支援内容について理解を深め、生活支援科学がめざすものについて説明できるようになること、生活支援を学ぶために不可欠な研究倫理を理解することを狙いとする。また各専攻教員からの講義の後に、講義担当者全員を交え、受講院生からレポートの発表と、地域における生活支援に向けた総合的視点から議論を行い、生活支援の方策について考察を深め、学修成果を確実なものとするなど、各専攻における教員からの指導を受けた横断的な教育研究の推進を目指している。

3) 高度な実践力を養うとともに職域分野での支援方法や課題発見の場としての実践研究を配置

教育課程の発展分野において、地域及び競技スポーツを支援する専門職で活躍できる高度な実践力を養うための「地域スポーツ支援実践研究」と学校教育領域で指導的支援ができる高度な実践力を養うための「学校保健体育支援実践研究」を配置した。それぞれの職域分野での支援方法の現状理解や課題発見の場として職域実習を行い、高度な実践力を養うとともによりよい改善方法を模索、研究する態度を養う。

4) 創造性豊かで、発展的・継続的な研究を行える研究者の養成に向けた教育

本専攻では高度専門的職業人の養成に重点を置くが、各学生が独自のテーマについて、文献レビュー、研究計画立案、研究の実施、研究成果の分析とまとめ、研究論文の作成、プレゼンテーションを行う。この一連の研究活動の実践を行う中で、論理的思想、倫理的課題とその対処、スポーツ実践の活用などを学修し、修了後も継続的かつ発展的に研究を進めていく基礎を養う。

5) 中学校及び高等学校教員の資質能力の高度化に向けた教育

本専攻で配置する「学校保健体育支援学特論Ⅰ」、「学校保健体育支援学特論Ⅱ」、「学

校保健体育支援実践研究」の3科目を選択必修することで、学校教育の場において、より高度な教育実践が可能となる教員としての資質能力を養い、中学校教諭専修免許状（保健体育）及び高等学校教諭専修免許状（保健体育）が取得できる。

エ. 研究指導の方法

「特別研究」では、学生の研究テーマについて、研究計画の策定、研究の実施、研究成果のまとめを行い、最終的に修士論文として完成させる過程を学修する。完成させるまでの過程は下記に示す（資料12）。

第1年次

1) 研究指導教員の決定（4月）

- ・研究指導教員の決定は、学生の研究テーマや分野等の希望に基づき特別研究の指導に適する研究指導教員1名をスポーツ科学専攻会議で調整し、研究科委員会にて決定する。
- ・学生は4月の第3週までに「研究指導教員届」を教務課に提出する。
- ・研究指導教員は、学生の教育・研究に必要な授業科目について、シラバスと履修モデルを参考に、学生個々に履修計画の指導を行う。

2) 修士論文題目届（9月）

- ・学生は研究指導教員の指導の下に自己の研究テーマを決め、9月末までに「修士論文題目届（仮）」を教務課に提出する。なお、中間発表後、倫理審査が必要な研究は11月を目途に研究倫理委員会による審査を受ける。

3) 第1回中間発表会（11月）

- ・学生は研究の進捗状況を発表し、研究指導教員以外からの指導・助言を受ける。

第2年次

1) 第2回中間発表会（6月中）

- ・学生は研究論文としての進捗状況を発表し、研究指導教員以外からの指導・助言を受け検討を深める。

2) 修士論文提出 (1月下旬～2月上旬)

- ・学生は、指定する期日までに修士論文を教務課に提出する。
- ・研究科委員会は、学生の研究に関わる主査1名、副査2名を決定し、学生に通知する。
- ・研究指導教員は、主査にはなれない。

3) 論文審査会と最終試験 (2月中に実施)

- ・修士論文審査と最終試験は主査・副査で行い、論文内容に関する問題点等を指導、助言する。

4) 最終発表会 (2月中)

- ・修士論文に関わる研究発表の場として、公開の研究発表会を開催する。

5) 合否判定会議 (2月下旬～3月上旬)

- ・主査は、審査結果を研究科委員会に提出する。
- ・研究科委員会は、主査・副査による論文審査及び最終試験結果報告、当該学生の単位取得状況により修士課程修了の合否を判定する。

6) 修士課程修了及び学位の授与 (3月)

- ・学長は研究科委員会の判定に基づき、学生の修士課程修了を確認し、修士（スポーツ科学）の学位を授与する。
- ・学位記を交付する。

⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

ア. 教育方法

大学院生が受講する授業科目が、どのような展開で行われるか授業科目ごとに授業概要、

授業方法、授業計画、評価方法、教科書・参考書、学生に期待することを記載し、年間の進捗計画を明示した「授業計画（シラバス）」を大学院設置基準第 14 条の 2 に基づき毎年作成し配布する。本専攻の入学定員は 2 名である。少人数教育は、学生と指導教員の対話を重要視しながら、学生のもつ研究課題を明確にする過程を教員は大切にしておこなうことができる。授業時間は、1 時間を 90 分とし、月曜から金曜までの昼間の他に、大学院設置基準第 14 条の特例措置を採用する。

共通、基礎分野の科目は、講義形式で基礎理論と応用理論を中心に教育する。

展開分野の科目は、各特論については講義とし、実践研究は学内の教育にとどまらず、地域のスポーツ施設や健康産業施設及び教育機関等のフィールドワークを体験し、実践力、応用力を育成する。なお、実践研究は、10 日間と 15 日間を学校現場で実施し、学校現場との調整により実施日を決定する。

研究指導は、「特別研究」として 1 年次から 2 年次の通年で開講し、必修科目とする。1 年次の後期と 2 年次の前期に中間発表を課し、研究の促進を図るとともに 2 年次の後期に最終発表会を開催する。また、社会人を対象とした長期履修制度を導入し、3 年目、4 年目における履修も認め、学生の個別な事情に応じた柔軟な指導スケジュールを学生と指導教員は相談しながら計画する。

イ. スポーツ科学専攻修士課程の時間割、履修モデルの対応表

時間割（資料 13-1、13-2）の編成に当たっては、社会人学生に配慮し、必修科目である「生活支援科学特論」「特別研究」は、昼間と夜間のどちらでも受講できるよう配置した。選択科目は、学生のそれぞれの事情に応じて、履修モデルを参考にしながら学生が、時間割に応じて選択し履修するが、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を適用して、昼夜開講、土日開講の制度も実施し、社会人が在職のまま就学できるように便宜を図る。さらに長期履修制度を設ける。

以下開講時間を提示する。

表 1 昼夜開講（平日のみ）

時限	時間	時限	時間
昼間		夜間	
1	8:50～10:20	6	18:00～19:30
2	10:30～12:00	7	19:40～21:10
3	13:00～14:30		
4	14:40～16:10		
5	16:20～17:50		

表 2 土曜日開講

時限	時間
1	8:50～10:20
2	10:30～12:00
3	13:00～14:30
4	14:40～16:10
5	16:20～17:50

ウ．履修指導方法

履修指導に関しては、学生の意思を尊重する。学生の大学院での学修の意向と研究課題に沿い、履修科目が選択される。ただし、本学大学院博士前期課程及び修士課程の共通科目である「生活支援科学特論」は、本大学院の基幹をなす必修科目であることから、全員が1年次の前期に履修する。選択科目については、学生個人の研究課題や修了後の進路に即して、履修する科目や時期を決定していくが、本専攻の教育理念・目的や人材育成の目標に即して履修モデルを示し、3つの柱立ての「地域スポーツ領域」、「競技スポーツ領域」「学校教育領域」を担当する指導教員が履修の方法について指導する。

エ．履修モデル

本専攻は、スポーツや健康運動を通して全ての人に対しての支援を地域や教育現場で活躍

できる高度な専門職業人の養成に重点を置きつつスポーツ科学の学問としての発展に寄与できる教育者や研究者の養成も見据えている。その能力や技術の修得を達成するために将来活躍できる職域に応じた3つの履修モデルで展開する（資料14）。

1) 主に地域スポーツ領域における指導的支援を志向する場合

将来、スポーツ施設や健康産業施設等で健康運動やレクリエーションスポーツを通し個人及び集団の健康づくりを主に担う職域で活躍できる指導者の支援を志向する者は、共通科目の「生活支援学特論」（必修）と基礎分野の選択科目「地域スポーツ支援学特論」、「健康運動科学特論」、「健康スポーツ医学特論」、「スポーツ心理学特論」、「スポーツ生理学特論」、「スポーツ栄養学特論」を修学する。さらに、展開分野の選択科目で、「運動処方特論」、「幼児運動・スポーツ支援学特論」、「地域スポーツ支援実践研究」を配置し、より高度な専門的知識と実践的指導力を養う。必修科目の「特別研究」では、地域や社会における健康づくりや健康産業施設等に活かし、貢献できるテーマでスポーツ科学を探究する。

2) 主に競技スポーツ領域における指導的支援を志向する場合

将来、民間のスポーツ施設やスポーツ関連の行政機関等で競技スポーツを支援する職域で活躍できる指導者を志向する者は、共通科目の「生活支援学特論」（必修）と基礎分野の選択科目「地域スポーツ支援学特論」、「健康スポーツ医学特論」、「スポーツ心理学特論」、「スポーツ生理学特論」、「スポーツ栄養学特論」を修学するとともに、さらに展開分野の選択科目「スポーツバイオメカニクス学特論」、「幼児運動・スポーツ支援学特論」、「地域スポーツ支援実践研究」で、より高度な専門的知識と実践的指導力を養う。必修科目の「特別研究」では、子どもから高齢者の障がいの有無に関係なく全ての人を対象とするスポーツや競技スポーツを支援、貢献できるテーマでスポーツ科学を探究する。

3) 主に学校教育領域における指導的支援を志向する場合

将来、学校教育機関等の職域で活躍できる指導者を志向する者は、共通科目の「生活支援学特論」（必修）と基礎分野の選択科目「学校保健体育支援学特論Ⅰ」、「健康運動科学特論」、「健康スポーツ医学特論」、「スポーツ心理学特論」、「スポーツ生理学特論」、「スポーツ栄養学特論」を修学するとともにさらに、展開分野の選択科目「学校保健体育支援学特論Ⅱ」、「身体教育特論」、「学校保健体育支援実践研究」でより高度な専門的知識と実践的指導力を養う。「特別研究」では、教育機関や教育現場における主に保健体育教育を通しての課題解決に向けた研究テーマでスポーツ科学を探究する。なお、中学校教諭専修免許状（保健体育）及び高等学校専修免許状（保健体育）を取得しようとする場合は、基礎分野の「学校保健体育支援学特論Ⅰ」と展開分野の「学校保健体育支援学特論Ⅱ」及び「学校保健体育支援実践研究」が選択必修科目となる。

オ．研究に関する倫理審査体制

平成 26（2014）年 8 月文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、本学では、「西九州大学における研究活動に係る行動規範」（資料 15）、「西九州大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」（資料 16）、「西九州大学研究費不正使用防止における責任体系について」（資料 17）を定めている。これらの規程では、研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、また、それらに加担しないこととしている。学長を最高管理責任者とし、研究科長を研究倫理教育責任者としている。また、通報等の窓口も設けており、その責任者は事務局長としている。

さらに、本学では人を対象とした研究領域で実施される研究等について「西九州大学研究倫理委員会規程」（資料 18）、動物を用いた研究について「西九州大学動物実験委員会規程」（資料 19）を定め、それぞれ審査を行っている。これらのことから、本学では研究倫理の

徹底を図っている。

カ．履修の条件

必修科目 10 単位と基礎分野及び展開分野の選択科目から 20 単位以上、合計 30 単位以上を修得する。ただし、専修免許取得希望者は学校保健体育支援学特論Ⅰ及びⅡ、学校保健体育支援実践研究の 3 科目を修得することが履修条件となる。

キ．修士課程の修了要件

本学大学院に 2 年以上在籍し、所定の授業科目 30 単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格する。

⑥基礎となる学部との関係

ア．既設健康福祉学部・学科の教育課程の特徴

本専攻の基礎となる学部は健康福祉学部である。健康福祉学部は、社会福祉学科とスポーツ健康福祉学科で構成され、より豊かな健康福祉社会の実現を目指している。そのために本学の健康と福祉の理念「地域に生活する人々への様々なかたちでの支援（生活支援）」に基づき、福祉、健康、スポーツの分野において科学に裏付けられた専門知識と判断力を身につけ、すべての人に対する思いやりと高い倫理観を持った職業人の養成を目指している。

本専攻の基礎となる教育課程は、スポーツ健康福祉学科である。本学科では、人間性豊かで福祉の心を持ち、スポーツや身体運動についての専門的な知識・技術と応用的能力を通して、すべての人の健康生活支援ができる人材養成を目指しており、「共通教育科目」、学部基幹科目として「健康福祉概論」、学科基幹科目として「地域スポーツ支援論」「スポーツ文化論」を配置し、専門教育科目については以下のカリキュラム・ポリシーに基づいて教育を行っている。

- 身体運動のメカニズムを理解するため、「運動学」「生理学」「機能解剖学」「スポーツ医学」などを配置する。
- 身体運動を科学的に計測、評価、分析するための手法を学ぶために、「運動負荷試験」「測定評価」などを配置する。
- 健康スポーツを実践する専門職として必要な基礎知識を修得するために、「生涯スポーツ論」「健康体力づくり論」「レクリエーション支援論」などを配置する。
- 健康スポーツを実践する専門職として必要な支援技能を修得するために、「運動方法学演習」「レクリエーション支援演習」などを配置する。
- 競技スポーツを指導・支援する専門職として必要な知識と技能を習得するために、「スポーツ心理学」「トレーニング論」「コーチング学」「コンディショニング演習」「スポーツ指導法演習」などを配置する。
- 高齢者や子ども、障害のある人たちの健康スポーツを実践する専門職として必要な基礎知識を修得するために、「アダプテッド・スポーツ論」「高齢者の健康と運動」「子どもの運動とスポーツ」などを配置する。
- 全ての人の多様な生活支援方法を理解するために、「地域スポーツ支援論」「スポーツ文化論」「ユニバーサルデザイン」などを配置する。
- 保健体育の教員として必要な知識を修得するために、「教育原論」「保健体育科教育法」「教育実践演習」などを配置する。

イ. 既設学部・学科と大学院生活支援科学研究科スポーツ科学専攻修士課程との関係

既設学部・学科と本専攻との関係を開設科目の関連でみると、健康福祉学部の基幹科目「健康福祉概論」を、大学院博士前期課程及び修士課程の共通科目「生活支援科学特論」として位置づけ、学科基幹科目の「地域スポーツ支援論」及び「スポーツ文化論」を本専攻の基礎分野に「地域スポーツ支援学特論」として系統的に配置している。同様に、学科専門教育科

目の健康スポーツに関する基礎科目や運動方法関連科目、健康運動支援関連科目、生涯スポーツ支援関連科目等と関連する科目を、本専攻の基礎分野及び展開分野に配置することで教育内容が発展的に修得できるよう配置している（資料 20）。

また、スポーツ健康福祉学科では健康やスポーツ分野の専門領域を「地域スポーツ支援」「競技スポーツ支援」「スポーツ教育支援」で示し、専門科目を学ぶ目的を明確にするとともに履修モデルとして位置付けている。また、それぞれ取得できる専門資格を明確にするとともに、本専攻で目指す「高度地域スポーツ指導者育成」「高度アスリート指導者育成」「高度保健体育教員育成」の人材像も学科の教育課程と系統的に体系化している（資料 21）。

このように、スポーツ健康福祉学科では健康やスポーツ分野における知識と指導実践力を主に培い、それを基に本専攻では研究ベースで理論と指導実践の往還を目指し、学部・学科教育課程との有機的な接続によって高度な専門知識を修得するとともに、「地域スポーツ」「競技スポーツ」「学校教育」の各領域における活動現場と密接に接続しながら高度専門職業人を育成することが可能となる。

また、上述の本専攻設置の趣旨及び必要性で述べたように本学は令和 3（2021）年度に佐賀県 SSP 構想を推進するための連携協定、及びプロスポーツ（B2 佐賀バルナーズ）とも地域スポーツの推進やトップアスリート支援のための連携協定を締結し、佐賀県のスポーツ振興の中核として具体的施策を計画進行しており、高度専門職業人の養成が社会から希求されている。よって、本スポーツ科学専攻修士課程を設置するものである。

⑦多様なメディアの高度利用と、ハイブリット型授業を教室以外の場所で履修させる場合

大学設置基準 第 25 条 第 1 項及び第 2 項、平成 13（2001）年文部科学省告示第 51 号（大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の一部改正（平成 19（2007）年文部科学省告示第 114 号）に従い、本専攻修士課程では、多様なメディアを用いたハイブリッド型遠隔授業による履修を実施する。

ア. メディアを利用したリアルタイム型の授業

Zoom、Microsoft Teams、テレビ会議システム等の ICT を用いて、「同時」かつ「双方向」でハイブリッド遠隔授業を行う。教室は、大学の一教室、大学図書館のラーニング・コモンズ、会議室等、「授業を行う教室等以外の教室、研究室またはこれらに準ずる場所」が利用可能である。

イ. メディアを利用したオンデマンド型の授業

メディアを利用して講義内容を教授し、その後、学生の意見・質問・コメントに対応する授業である。Microsoft Teams、YouTube などとメールなどを組み合わせて行うことができる。

このように、本学では遠隔授業等の設備が整っており、これらを高度に利用することで、年齢層や住所、社会経験などさまざまな学生が仕事等との両立をはかりながら学習・研究を行うことができるよう配慮している（資料 22）。

⑧「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施

本専攻においては、職業を有する学生の履修上の便宜を配慮して、下記の要領で大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を実施する。

ア. 修業年限

「夜間その他特定の時間又は時期における授業や研究指導を行う教育方法の特例」を取り入れ、標準の修業年限は 2 年間であるが、入学者個人の必要に応じて長期の 3～4 年の履修を認める。

イ. 履修指導及び研究指導の方法

1) 履修指導

履修指導として、入学時に本専攻のカリキュラムの構想を提示し、履修ガイダンスを行い、授業、研究指導の方法、内容をまとめたシラバス、年間の授業時間割表等を学生に配布し内容を説明する。また、2年間にわたる研究指導のスケジュールも提示するとともに、教員の専門性を周知させ、その後の指導教員決定のための参考になるよう考慮する。なお、学生は、科目履修においては必修科目以外、基本的に自由選択であるが、履修に際しては、履修モデルを参考にしながら、修士論文作成という自身の研究課題達成に向けて科目を選択することになる。

2) 研究指導

入学後より学生個々の研究テーマに基づき主たる研究指導担当教員を決め、修士論文の作成に向けた必修科目である「特別研究」により2年間を通して指導を行い、1年次前期より履修指導と合わせて研究活動を行っていく。具体的には、①学生は入学時から教員の研究分野とその意向を参考にし、4月までに本専攻の専任教員の研究指導教員の中から指導教員を定める。②指導教員となる研究指導教員は、学生の研究分野とその意向を考慮して、副研究指導教員を定めることができる、③指導教員となる研究指導教員及び副研究指導教員は、担当学生の理解度、進度を把握し、必要な助言と指導を行う、④学生は、文献その他の資料を収集、調査、分析し、研究指導教員の指導の下に研究活動を行う、⑤学生の研究及び履修上の相談等に対応する専任の担当研究指導教員を配置する。

ウ. 授業の実施方法

本専攻の入学定員は2名であり、少人数の教育、研究指導が可能である。授業は、1時限90分であり、月曜日から金曜日まで夜間の授業も含めて開講する。必要に応じて土日に開講する。

講義科目は、講義形式と演習方式で行い、多面的多角的な視点を備えた研究能力の向上を

めざす。また、受講生の状況に応じて、テレビ会議システム、Zoom、Microsoft Teams 等の ICT を用いて、「同時」かつ「双方向」でハイブリッド型遠隔授業を行い、社会人学生が仕事との両立を図りながら、学習・研究を行うことができるように配慮する（資料 23）。

エ．教員の負担の程度

昼間開講科目については一部の科目として設定し、教員の負担を軽減する。夜間開講を行ううえで、学部の卒業論文指導と大学院修士課程の研究指導を加えても、重大な支障が教育・研究上生じるとは考えられない。

オ．図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の構成に関する配慮、必要な職員の配置

1）図書館

西九州大学図書館は平日 8 時 30 分より 21 時 00 分まで、第 2・第 4 土曜日は 9 時 30 分より 16 時 30 分までの開館を実施する。なお、大学院生の便宜を図るため、論文執筆等のニーズに応じて適宜開館時間の延長を行う。

2）情報処理設備の利用方法

大学院生研究室（大学院自習室）に学内 LAN に接続できるパソコンを大学院生個人に配備している。大学院生にも個人用メールアドレスを割当て、大学院生研究室、情報処理演習室、学生ホール、図書館利用 PC 等から学内 LAN へ自由にアクセスできる。研究に役立つ図書館の資料所蔵データベースや国内外出版社の電子ジャーナルなどを自由に観覧できるように、教育環境設備の充実に配慮している。

3）保健管理

西九州大学の保健室は 17 時 50 分で閉鎖するが、急病等の緊急時においては、夜間勤務の事務職員が校医等への連絡体制ができており、十分に対応できる。また、精神的なサポートを図るため、臨床心理士資格を有する専門職者（専任）を配置して対応する

学生相談室を設置し、毎日（月曜日～金曜日）開放することとしている。

⑨入学者選抜の概要

ア. 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を含む選抜方法・選抜体制

本専攻は、専門分野の学理を探究したいと希望する者とともに、多角的な視点から実践研究を行うことを希望する者にも門戸を開いている。本専攻は入学者選抜にあたって、以下の要件を満たすものを積極的に受け入れる。

- 1) スポーツ系学問領域に関する学士レベルまたはそれ相当の知識・技能を有している者。
- 2) スポーツ科学についての高度な専門的知識と理論・技能を修得して、実践活動や研究活動を通して社会に貢献したいと考えている者。
- 3) スポーツ領域への探究心を持ち、自発的に研究ができる資質・能力を有している者。

上記のような学生を適正に選抜するために、専門性に即し、口述試験・筆記試験等による適切な選抜試験を実施する。また、一般選抜のほか、多様な人材を受け入れるために社会人を対象とした社会人選抜を行う。

イ. 一般選抜

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者、または前年度 3 月末までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により、大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者、または前年度 3 月末までに学士の学位を授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 前年度 3 月末において、大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院が認めた者
- (9) 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者などで、本学大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者及び当該年度 4 月 1 日までに 22 歳に達する者

注 1. (8) の受験資格により受験を希望する者は、事前相談を求める。

注 2. (9) の受験資格により受験を希望する者は、予め「受験資格の認定審査（個別の入学資格審査）」を行うため、事前相談を求める。

受験資格の認定審査

〈必要書類〉

- 入学資格審査申請書
- 履歴書
- 最終出身学校の卒業（修了）証明書
- 最終出身学校の成績証明書
- 志望理由書

2) 出願手続

- (1) インターネット出願確認票・写真票
- (2) 卒業証明書または卒業見込証明書、もしくは学位授与証明書あるいは学位授与申請受理証明書（大学評価・学位授与機構発行）
- (3) 成績証明書
- (4) 志望理由書
- (5) 英語外部試験の公式スコアを証明する書類（該当者のみ）

3) 選考方法

入学者の選考は、英語、小論文、面接等により、これらを総合して行う。

ウ. 社会人選抜

社会人への入学に配慮した入学試験として社会人入学試験を次のとおりに実施する。

1) 受験資格

次の(1)～(8)のいずれかに該当する者で、入学時まで2年以上の社会人（有職者、主婦など）としての経験を有する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者及び大学入学以前に2年以上の社

会人としての経験を有する者であって、前年度3月末までに卒業見込みの者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により、大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、または前年度3月末までに修了見込みの者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者、または前年度3月末までに修了見込みの者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者などで、本学大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者及び当該年度4月1日までに24歳に達する者

注.(8)の受験資格により受験を希望する者は、予め「受験資格の認定審査（個別の入学資格審査）」を行うため、事前相談を求める。

受験資格の認定審査

〈必要書類〉

- 入学資格審査申請書
- 履歴書
- 最終出身学校の卒業（修了）証明書
- 最終出身学校の成績証明書
- 志望理由書

2) 出願手続

- (1) インターネット出願確認票・写真票
- (2) 卒業証明書または卒業見込証明書、もしくは学位授与証明書あるいは学位授与申請受理証明書（大学評価・学位授与機構発行）
- (3) 成績証明書
- (4) 推薦書（提出任意）
- (5) 研究計画書
- (6) 職務経歴書

3) 選考方法

入学者の選考は、小論文、面接、推薦書及び研究計画書等により、これらを総合して行う。

エ. 総合型選抜

従来の学力試験だけでは計れない意欲、能力なども評価に加え、書類選考や面接等とおして総合的に評価する対話型入学試験として、総合型入学試験を次のとおり実施する。

1) 受験資格

合格した場合、必ず入学する意思のある者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者、または前年度 3 月末までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により、大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者、または前年度 3 月末までに学士の学位を授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者、または前年度 3 月末までに修了見込みの者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 前年度 3 月末において、大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院が認めた者
- (9) 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者などで、本学大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者及び当該年度 4 月 1 日までに 22 歳に達する者

注 1. (8) の受験資格により受験を希望する者は、事前相談を求める。

注 2. (9) の受験資格により受験を希望する者は、予め「受験資格の認定審査（個別の入学資格審査）」を行うため、事前相談を求める。

受験資格の認定審査

〈必要書類〉

- 入学資格審査申請書
- 履歴書
- 最終出身学校の卒業（修了）証明書
- 最終出身学校の成績証明書
- 志望理由書

2) 総合型選抜の流れ

(1) エントリー受付

〈提出書類〉

- ・エントリーシート
- ・成績証明書（出身大学等のもの）
- ・卒業証明書または卒業見込証明書、もしくは学位授与証明書あるいは学位授与申請受理証明書（大学評価・学位授与機構発行）
- ・研究計画書

(2) 面談

(3) 面談結果の通知

(4) 出願手続

〈提出書類〉

・インターネット出願確認票・写真票

(5) 合格発表

3) 選考方法

提出書類および面談等の結果を総合して行う。

⑩教員組織の編成の考え方及び特色

ア. 教員配置

本専攻の専任教員は、博士号取得者や研究業績を有する者を配置し、体系的な指導・研究体制を確保することができる教員を配置している。本専攻では、専任教員の教授 5 名、准教授 4 名、講師 2 名で構成されている。

専任教員の学術的基盤は、健康スポーツ科学・スポーツ医学系教員 2 名、スポーツ社会学系教員 1 名、スポーツ心理学系教員 1 名、運動生理学・運動処方系教員 3 名、スポーツ工学系教員 1 名、保健体育科教育系教員 3 名の合計 11 人の教員を配置している。展開分野を担当する専任教員は、健康・スポーツ関連組織や現職保健体育教員として勤務する社会人学生に対応できるように、地域の保健医療や健康スポーツ医学において豊かな実践経験を持つ医師 1 名、学校教育実務経験教員 1 名を配し、また、すべての教員が各々の専門の立場で幼児から高齢者を対象とした地域の健康スポーツや障がい者スポーツ、競技スポーツなどの指導資格及び、教育・指導実績を有している。

教員の年齢構成は、30 代から 60 代まで概ねバランス良く各年代に配置されている。本学園における教員の定年は、教授 68 歳、准教授 65 歳、講師以下 60 歳となっている。

本専攻の専任教員には、完成年度を迎えるまでに定年を超える者が含まれる。その教員については完成年度を迎えるまで、学園の教職員就業規則で定年を延長する時限規定を設ける

(資料 24)。欠員が生じた場合には適宜補充する計画である。

⑪ 研究の実施についての考え方、体制、取組

西九州大学は多くの専攻領域に跨っていることからスポーツ科学、理学・作業療法学、栄養学、社会福祉学、看護学、教育学、臨床心理学といった分野の研究者を学内から広く集め、多分野融合の研究体制の構築にも取り組んでいる。令和 4 年度よりプロジェクト研究として、24 時間生活習慣データと個別身体データの AI 解析から策定する「テーラーメイド・ヘルスケアプログラム」事業を推進すべく基礎研究に着手した。

また佐賀県では、先述した SSP 構想の基本方針において、県立のスポーツ中核施設である SAGA サンライズパークにおける「育てる」機能を強化することやスポーツ医科学の普及等が明記されている。その実現には、アスリートのメディカルチェック、体力・筋力測定、及び動作解析等が実施可能なスポーツ医・科学センター的な施設や機能の整備が必須である。現在、令和 6 (2024) 年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会終了後に整備が計画されているスポーツ医科学センター(仮称)のあり方について、本学、佐賀県、指定管理者、及び県医師会等で具体的な検討を進めている。

大学が行う研究活動支援には、学内公募による研究助成の制度や英語論文投稿の際に助成される制度があり、研究力強化に向けた取り組みもある。なお本学においては、研究活動をサポートする技術職員や URA は未配置である。

⑫施設、設備等の整備計画

ア. 校地、運動場の整備計画

本学神埼キャンパスの校舎面積は 29,227 m²であり、体育館、グラウンド、テニスコート及び弓道場などを整備しており、大学院生の研究に十分対応できる設備となっていることから既存の校地を利用する。

イ．校舎等施設の整備計画

本専攻に関する校舎等施設については、本専攻の基礎となる学部・学科である本学健康福祉学部スポーツ健康福祉学科が利用する神埼キャンパス 3 号館を共用する。その他についても本学内の既存の施設・設備を利活用する。なお、スポーツ関係施設として、トレーニングセンター及び測定室を配置している。

収容定員 4 名（入学定員 2 名）の大学院生が日常的に研究等で利用する施設として、各専攻の大学院生が共同で使用する大学院自習室（108 m²）が神埼キャンパス 6 号館 3 階に整備されている。同自習室は博士後期課程の生活支援科学研究科栄養学専攻の学生（定員 2 名の 3 学年で 6 名）と健康福祉学専攻の学生（定員 3 名の 3 学年で 9 名）とともに、博士前期課程の健康福祉学専攻の学生（定員 5 名の 2 学年で 10 名）と栄養学専攻の学生（定員 2 名の 2 学年で 4 名）が共用で使用するもので、収容できるスペースを確保している。最大収容可能人数は 33 名であり、共同使用で学内 LAN に接続している PC は 10 台、その他 Wi-Fi も使用可能な教育環境を整えている（資料 25）。

講義室は、神埼キャンパス 6 号館 3 階にある講義室を 1 室（48 名収容）大学院専用にてっており、少人数での演習室も 6 号館 3 階に 3 室（各 16 名収容）整備している。

ウ．図書等の資料及び図書館の整備計画

1) 蔵書冊数、蔵書構成及び収集方針

本学図書館は、本専攻の主たる活動地区である神埼キャンパスのほか、佐賀及び小城キャンパスにそれぞれ分館を設置しており、本学図書館全体の総面積は 1,960 m²である。また、蔵書数は全館で 19 万冊保有しており、そのうち、神埼キャンパス図書館の蔵書数等は、次の表 3 のとおりである。

表 3. 西九州大学神埼キャンパス図書館の蔵書数

	神埼キャンパス図書館
図書（冊）	99,263
学術雑誌（種）	119
視聴覚資料（点）	3,159
電子ジャーナル（種）	5
デジタルデータベース	8

（令和 4（2022）年度）

本専攻の基礎となるスポーツ健康福祉学科を平成 26（2014）年度に設置して以来、関連図書、各種学会誌、及びスポーツ種目類の専門雑誌等を整備してきた。スポーツ科学に関連する蔵書は令和 4（2022）年 8 月現在で図書 28,643 冊、学術雑誌 34 種、視聴覚資料 1,178 点が整備されており、本専攻においてもこれらを活用する。本専攻の開設にあたっては、地域や学校現場で活躍するスポーツ科学の高度専門職業人を養成するために必要な図書等を整備する。既設整備分を踏まえ、毎年度、教育・研究活動に直接関係のある専門書について選書し、その充実を図っていく。

図書館の開館時間、閲覧席数、収納可能冊数、情報検索用端末、視聴覚機器数等は以下表 4 の通りである。情報検索用端末は、いつでも検索が可能な環境として利用者へ提供しているとともに、開館時間は、夜間開講も踏まえ 21 時までの開館時間としており、社会人の学生の利用も踏まえた対応としている。

表 4. 図書館の開館時間、閲覧席数、収納可能冊数、情報検索用端末、視聴覚機器数等

キャンパス	延べ床面積	開館時間	閲覧席数	収納可能冊数	情報検索用端末数 (OPAC 専用端末数)	視聴覚機器数
神埼図書館	745 m ²	平日：8:30~21:00 土曜：9:30~16:30	84 席	約 10 万冊	17(2) 台	2 台
神埼図書館 7 号館分室	213 m ²	平日：8:30~21:00	37 席	約 2 万冊	9(1) 台	2 台

2) データベースや電子ジャーナル等の整備

各種オンラインデータベースサービスは、国立情報学研究所の CiNii をはじめ、有料データベースである JDreamIII、医中誌 Web 版、Academic Search Elite などが学内ネットワークで利用可能となっており、今後も必要となるオンラインデータベースの充実を図る。

電子ジャーナルについては、ホームページを整備し、当館で閲覧できる体制を取っており、今後、電子ジャーナルで閲覧できる学術雑誌の種類を増やしていくこととしている。

3) 利用者サービス

図書館では、専門の職員（司書）が中心となって利用者の要望に応じている。平日は、8 時 30 分から 21 時 00 分まで、土曜日（第 2、4）は 9 時 30 分から 16 時 30 分まで開館しており、社会人の大学院学生に対しての利便性を高めている。

また、学生の情報リテラシー（コンピュタリテラシー）の涵養を目指し、情報機器を利用した文献検索法などを指導するために、学内 LAN の端末を、神埼キャンパス図書館には 23 台設置（内 8 台は分室に設置）している。また、館内資料の蔵書検索を行うための OPAC 専用端末を、神埼キャンパスでは 3 台設置（内 1 台は分室に設置）するとともに、図書館のホームページを介して、Web 上から検索できるように Web OPAC を提供している。これらの利用法については、新入生オリエンテーションや在学生ガイダンスで利用指導を行っている。図書館ホームページでは、文献検索はもとより、開館カレンダーや最新のトピックス、利用ガイドなどを掲載するなど、幅広く利用者へ情報提供を行っている。さらに、大学・短期大学部共同で構築している機関リポジトリにおいて、本学の発行した紀要や博士論文の公開を行っている。

神埼キャンパスだけでなく、全キャンパス図書館に独自に所蔵する図書は共同利用が

可能であり、それぞれのキャンパスで借りた本をどこのキャンパスでも返却可能とすることや、他キャンパス所蔵の資料の運搬についても随時行うなど、幅広い分野の図書が利用可能である。

以上のとおり、図書館としての運営体制及び施設設備の環境は整備されており、本スポーツ科学専攻修士課程の開設に対して、十分な教育研究を提供できるものである。

⑬管理運営

本大学院における管理運営上の重要事項は、西九州大学大学院研究科委員会規則に基づいて開催される研究科委員会において審議され、決定される。研究科委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。研究科委員会は、研究科の授業又は研究指導を担当する専任教員をもって組織され、原則月一回開催される。研究科委員会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行なうにあたり、当該事項を審議して意見を述べるものとする（資料26）。

1. 学生の入学及び課程の修了に関する事項
2. 学位の授与に関する事項
3. 教育課程の編成に関する事項
4. 研究科長の選考に関する事項
5. 研究科担当教員の選考に係る人事計画の立案及び資格審査に関する事項
6. 大学院学則又は大学諸規定のうち、教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項
7. 学生の表彰、懲戒に関する事項
8. その他、学長又は研究科長が諮問した事項

西九州大学の事務局は、姉妹校である西九州大学短期大学部と統合された事務組織となっている。その事務分掌は西九州大学・短期大学部事務局事務分掌規程によって規定されており、

西九州大学・短期大学部事務局に、総務課、教務課、入試広報課、学生支援課、及び図書課を置き、西九州大学及び西九州大学短期大学部の庶務、会計、教務、入試、募集広報、学生の厚生補導及び就職、図書館、生涯学習並びに学園広報等に関する事務処理を行っている。本大学院に係る事務も西九州大学・短期大学部事務局がこれに当たる。

⑭自己点検・評価

ア．実施体制及び実施方法

本学では、かなり早い時期から自己点検・評価のための体制を確立し、多様な形で審議し、検討をしてきた。平成 13 年度には、それらの成果をまとめて自己点検・評価報告書「新世紀の大学像を求めて」を作成し、広く公表した。

一方で、平成 14 年度に学校教育法が改正され、平成 16 年 4 月以降、すべての大学は「認証評価機関」による外部評価を受けることが義務付けられた。本学は、このような第三者評価を受けることを前提として、平成 16 年度に、平成 21 年度までの 6 年間を計画期間とする「中期目標・中期計画」を策定し、その実現を目指して毎年、「年度アクションプログラム」を策定し、様々な改革・改善を進めてきた。その過程を経て、平成 17 年 6 月には、点検・評価報告書第 2 報「教育・研究と修学環境の充実を目指して」を発行した。この報告書と共に、事務局で作成した「大学基礎データ」に基づいて、平成 18 年度に大学基準協会の第三者評価を受けるための「点検・評価報告書」を作成した。

この「点検・評価報告書」を平成 18 年 4 月に大学基準協会に送付し、同年 10 月に大学基準協会の各専門分科会委員による実地調査を受けた。その結果、平成 19 年 3 月 13 日付けで、「適合」の認定を受け、大学基準協会の正会員大学として加盟・登録が承認された（認定期間：平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までの 5 年間）。また、初めて受けた第三者評価に関連した資料、「点検・評価報告書」、「大学基礎データ」並びに「認証評価結果」をまとめて広く世間に公表した。

本学は、平成 19 年度にリハビリテーション学部を増設し、複数学部を有する大学となり、また平成 21 年度には子ども学部を増設して、大学院健康福祉学研究科と 3 つの学部を擁する大学となった。平成 23 年度には、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受けるため「自己評価報告書」を作成した。この「自己評価報告書」を平成 23 年 6 月に日本高等教育評価機構に送付し、同年 10 月に実地調査を受けた。その結果、平成 24 年 3 月 26 日付けで、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された（認定期間：平成 23 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの 7 年間）。

また、学内では「第 2 次中期目標・中期計画（平成 22 年度～平成 25 年度）」を策定し、毎年その具体的な「年度アクションプログラム」を作成して、その達成度の検証を毎年実行し、改善・改革を推進した。なお、平成 26 年度には、「第 2 次中期目標・中期計画」の総括を基に「自己点検評価報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。

平成 26 年度には、新たに健康栄養学部健康栄養学科、健康福祉学部スポーツ健康福祉学科、子ども学部心理カウンセリング学科を開設し、4 学部 6 学科を擁する大学となった。併せて大学院健康福祉学研究科を生活支援科学研究科に名称変更し、平成 27 年度には、博士前期・後期課程を開設した。

さらに、「第 3 次中期目標・中期計画（平成 26 年度～平成 29 年度）」を策定し、平成 29 年度には、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審するため、「自己点検評価書」及び「エビデンス集」を作成した。これらを平成 29 年 6 月に日本高等教育評価機構に送付し、同年 9 月に実地調査を受けた。その結果、平成 30 年 3 月 6 日付けで、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。

平成 30 年度には、新たに看護学部を開設し、5 学部 7 学科を擁する大学となった。また、「第 3 次中期目標・中期計画」の総括を行い、「第 4 次中期目標・中期計画（平成 30 年度～平成 34 年度）」を策定している。

イ. 点検・評価項目

本学は、「西九州大学点検・評価に関する規程」を定め、学部のみならず大学院を含めて点検及び評価を実施するに必要な事項を定めている。

点検・評価事項は、下記の項目である。

1. 教育理念及び目標に関する事項
2. 教育活動に関する事項
3. 研究活動に関する事項
4. 教員組織に関する事項
5. 事務機構に関する事項
6. 施設設備に関する事項
7. 社会との連携に関する事項
8. 管理運営及び財政に関する事項
9. 点検・評価の体制に関する事項
10. その他、運営委員会が必要と認めた事項

⑮認証評価

本学が、これまで認証評価機関により受けた認証評価は次のとおりである。

ア. 大学基準協会による第三者評価（平成 18 年度）

平成 18 年度に大学基準協会の第三者評価を受けて、「適合」の認定を受け、大学基準協会の正会員大学として加盟・登録が承認された（認定期間：平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 5 年間）

イ. （財）日本高等教育評価機構による第三者評価（平成 23 年度）

平成 23 年度に作成した自己評価報告書に基づいて、(財)日本高等教育評価機構による第三者評価を受け、大学評価基準を満たしているとの認定を受けた。(認定期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 7 年間)

ウ. (財)日本高等教育評価機構による第三者評価(平成 29 年度)

平成 29 年度に作成した「自己点検評価書」及び「エビデンス集」を平成 29 年 6 月に日本高等教育評価機構に送付し、同年 9 月に実地調査を受けた。その結果、平成 30 年 3 月 6 日付けで、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。

⑩情報の公表

本学は、学園の沿革や財務状況に関する情報等、既往の情報提供に加え、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他ホームページなど、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供している。(掲載ホームページ URL：<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/>)

ア. 公表項目

1) 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育上の目的

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/>)

2) 学園組織に関すること

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/about/#a01>)

3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・教員情報(教育・研究リソース検索システム)

(<http://er.nisikyu-u.ac.jp/DYU0220>)

- ・職階別・年齢別教員数

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/teaching01.pdf>)

- 4) 教員入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在籍する学生の数、卒業（修了）した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事

- ・教育方針（学位授与方針、教育課程方針、入学者選抜方針）

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/graduate06.pdf>)

- ・在籍者数状況等

(令和4年度：<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/students29.pdf>)

- ・卒業者進路状況

(令和3年度：<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/students36.pdf>)

- 5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事

- ・学部シラバス、カリキュラム

(<http://er.nisikyu-u.ac.jp/abu0300/courseyear?sid=50&f=0>)

- ・大学院シラバス、授業科目及び担当教員一覧

(<http://er.nisikyu-u.ac.jp/abu0300/courseyear?sid=50&f=1>)

- 6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事

(令和4年度：www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/info05.pdf)

学位論文の評価に係る評価にあたっての基準

(令和4年度：<https://www.nisikyu-u.ac.jp/information/categorylist/faculty/101/c/177/>

大学院学修の手引き内)

- 7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/info02.pdf>)

- 8) 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用に関する事

- ・ 入学金、学費（施設設備費、授業料、教育充実費）、委託徴収費

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/examination/graduate.html>)

9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/support.pdf>)

10) 財務情報

- ・ 財産目録
- ・ 貸借対照表
- ・ 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動収支計算書）
- ・ 収益事業に係る財務書類（貸借対照表、損益計算書）
- ・ 監査報告書

(https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/finance_info05.pdf)

11) 管理運営の概要

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/admin01.pdf>)

12) 教育力向上の取り組みの概要

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort01.pdf>)

13) 国際交流の概要

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort02.pdf>)

14) 社会貢献・連携活動の概要

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/effort03.pdf>)

15) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

- ・ 大学

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/basicpolicy14.pdf>)

- ・ 大学院

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/basicpolicy20.pdf>)

16) 学則等各種規程

(https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/gra_rules.pdf)

17) 設置に係る設置計画履行状況報告書

・ スポーツ健康福祉学科

(https://www.nisikyu-u.ac.jp/nagahara/info/pdf/report2018_01.pdf)

18) 自己点検・認証評価

(<https://www.nisikyu-u.ac.jp/information/detail/i/689/faculty/101>)

イ. 情報の公表についての実施方法

1) 学生便覧（毎年 1 回、4 月発行）

2) 授業計画（毎年 1 回、4 月発行）

3) 就職のための大学案内（企業向けのもの、毎年 1 回、5 月発行）

4) 大学案内（一般向けのもの、毎年 1 回、6 月発行）

5) 過去 3 年間の入学試験問題（毎年 1 回、6 月発行）

6) 広報 永原学園（一般向けのもの、毎年 1 回、10 月発行）

7) 永原学園報（学園関係者向けのもの、毎年 1 回、4 月発行）

8) 西九州大学健康福祉学部紀要（毎年 1 回、3 月発行）

9) インターネットのホームページ (<https://www.nisikyu-u.ac.jp>) への掲載（随時入替え）

10) 報道機関等への発表（随時）

11) 自己点検・評価報告書（ほぼ 4 年毎に発行）

ウ. 情報提供項目

1) 大学への入学や学習機会に関する情報

・ 入学定員、入学試験科目、アドミッション・ポリシー及び学納金など入試に関する

事項

- ・各学科における試験区分ごとの志願者数、受験者数及び入学者数並びに過去の試験倍率
- ・一般入試の科目別の最高得点、平均点及び最低得点
- ・科目等履修生制度に関する事項
- ・取得できる免許・資格に関する事項
- ・公開講座及び出張講義に関する事項

2) 教育・研究に関する情報

- ・教員全員の担当授業科目及びシラバス
- ・修士論文及び卒業論文の題目及び論文要旨
- ・教員の主要研究分野及び研究概要などに関する事項
- ・附属図書館の蔵書及び新着図書の案内

3) 卒業生の進路状況に関する情報

- ・卒業生の免許・資格の取得者数などのデータ
- ・卒業生の就職状況及び具体的な就職先（企業名、官公庁名など）
- ・大学院への進学状況及び具体的な進学した大学名等

4) 財務状況に関する情報

- ・永原学園全体の資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表
- ・永原学園が設置する学校の学生生徒、その保護者及び永原学園と雇用契約にある者は、閲覧請求書を提出することにより、永原学園全体及び永原学園が設置する学校等ごとの財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告を閲覧することができる。

⑪ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な対応として、「西九州大学大学院ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会」が中心となり、以下の取り組みを行っている。なお、この大学院 FD 委員会は、学部とは独立して様々な取り組みを行っている。

1) 授業評価

大学院 FD 委員会主導のもとに、教員の教育力向上に資することを目的に、「学生による授業評価」を前期および後期に 1 回ずつ実施し、教育方法の見直しを各教員が行うことにより大学院生の学修効果の向上を図っている。評価項目は、「授業の満足度」、「授業受講後、さらに学びたいと思ったか」、「授業を通じて自己成長を感じたか」を 5 段階評価で評価してもらい、さらに「その授業で良かった点、取り入れてほしい点」、「その授業をよりよくするための提案」及び「授業、カリキュラムなどへの意見」を自由記述式で記載させている（資料 27）。

実施結果について、自由記述式のものは FD 委員会でまとめ、選択式のものは数値化及びグラフ化した後、FD 研修会において大学院専任教員へ開示している。その結果を受けて、教員は今年度の反省と来年度の取り組みについてのコメントを記載している。

2) 研修会

学生による授業評価の結果を受けて、次年度の授業をいかに改善して評価を高めるかについての研修会を行っている。実際に学生も参加し、生の声を聴いて、授業改善に繋げる試みを行った年度もあった。今後も、このような研修会を行い、授業改善のヒントをつかむ機会とすることとする。

学校法人 永原学園の沿革（概要）

昭和 21 年	9 月	佐賀栄養専門学校設立
昭和 28 年	4 月	佐賀栄養専門学校創立 栄養士養成施設として厚生大臣指定
昭和 29 年	2 月	準学校法人 永原学園設立認可（私立学校法第 6 4 条第 4 項の法人、 所轄庁 佐賀県知事） （注）準学校法人：私立学校法施行規則第 6 条第 1 項第 6 号
昭和 33 年	4 月	佐賀保育専門学校開設
昭和 34 年	4 月	佐賀調理専修学校開設
昭和 38 年	1 月	学校法人 永原学園 認可（私立学校法第 3 条の学校法人、所轄庁 文部大臣）
昭和 38 年	4 月	佐賀短期大学開設 食物栄養科設置（入学定員 80 名）
昭和 39 年	4 月	佐賀短期大学 被服科増設（入学定員 50 名）
昭和 40 年	4 月	佐賀短期大学 保育科増設（入学定員 100 名） 保母養成施設として厚生大臣指定
昭和 42 年	4 月	佐賀短期大学 専攻科被服専攻増設（入学定員 20 名）
昭和 42 年	4 月	佐賀短期大学附属三光幼稚園開園
昭和 42 年	4 月	佐賀製菓専修学校開設
昭和 43 年	4 月	佐賀家政大学開設 家政学部家政学科設置（入学定員 100 名）
昭和 44 年	4 月	佐賀家政大学 家政学部家政学科に家政学専攻と管理栄養士専攻を設置 管理栄養士養成施設として厚生大臣指定
昭和 49 年	4 月	佐賀家政大学 家政学部社会福祉学科増設（入学定員 30 名）
昭和 49 年	6 月	佐賀家政大学を「西九州大学」に名称変更
昭和 52 年	4 月	西九州大学家政学科を「食物栄養学科」に、家政学専攻を「食物栄養学専攻」 に名称変更
昭和 53 年	4 月	佐賀調理専修学校調理専門課程及び調理高等課程認可
昭和 53 年	4 月	佐賀調理専修学校を「佐賀調理専門学校」に、佐賀製菓専修学校を「佐賀製 菓学校」に名称変更
昭和 56 年	4 月	佐賀短期大学被服科を「家政科」に、保育科を「幼児教育科」に名称変更
昭和 63 年	4 月	佐賀短期大学食物栄養科を「食物栄養学科」に、家政科を「生活福祉学科」 に、幼児教育科を「幼児教育学科」に名称変更 佐賀短期大学生活福祉学科 介護福祉士養成施設として厚生大臣指定
平成 元 年	4 月	佐賀短期大学 専攻科福祉専攻増設（入学定員 30 名） 介護福祉士養成施設として厚生大臣指定
平成 5 年	4 月	佐賀短期大学生活福祉学科定員変更（入学定員 80 名）
平成 6 年	3 月	佐賀短期大学 健康福祉・生涯学習センター設置
平成 6 年	9 月	西九州大学 健康福祉実践センター設置
平成 7 年	2 月	佐賀短期大学専攻科食物栄養専攻 学位授与機構認定
平成 7 年	4 月	佐賀短期大学 専攻科食物栄養専攻増設（入学定員 30 名） 栄養士養成施設として厚生大臣指定 佐賀短期大学専攻科被服専攻廃止
平成 10 年	4 月	西九州大学社会福祉学科編入学定員設定（3 年次編入学定員 20 名）

平成22年	3月	西九州大学短期大学部くらし環境学科廃止 西九州大学短期大学部専攻科食物栄養専攻廃止
平成23年	4月	西九州大学短期大学部専攻科福祉専攻を「専攻科保育福祉専攻」に名称変更 西九州大学短期大学部健康福祉・生涯学習センターを「西九州大学・西九州大学短期大学部健康福祉・生涯学習センター」に名称変更
平成25年	4月	西九州大学附属三光保育園定員変更（入学定員70名）
平成26年	4月	西九州大学グループ地域連携センター設置 同センター内に「健康福祉・生涯学習センター」、「臨床心理相談センター」、「食育サポートセンター」、「あすなろうセンター」を配置 西九州大学、西九州大学短期大学部の「健康福祉研究センター」を「生活支援科学研究センター」に名称変更 西九州大学大学院健康福祉学研究科健康栄養学専攻（入学定員2名）、臨床心理学専攻（入学定員4名）、リハビリテーション学専攻（入学定員3名）設置 西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻の入学定員変更（入学定員3名） 西九州大学大学院健康福祉学研究科を西九州大学大学院生活支援科学研究科に名称変更 西九州大学「健康栄養学部健康栄養学科」設置（入学定員120名） 西九州大学「健康福祉学部スポーツ健康福祉学科」設置（入学定員50名） 西九州大学「子ども学部心理カウンセリング学科」設置（入学定員40名） 西九州大学健康福祉学部社会福祉学科定員変更（入学定員80名） 西九州大学健康福祉学部健康栄養学科募集停止 西九州大学佐賀調理製菓専門学校製菓一般課程パティシエ科夜間部（入学定員40名）廃止
平成27年	4月	西九州大学大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻（修士課程）設置（入学定員5名） 西九州大学大学院生活支援科学研究科健康福祉学専攻（修士課程）募集停止 西九州大学大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻（博士課程）設置（研究科の専攻に係る課程の変更） 博士前期課程（入学定員5名） 博士後期課程（入学定員3名） 西九州大学大学院生活支援科学研究科子ども学専攻（修士課程）設置（入学定員4名） 西九州大学附属三光幼稚園「幼保連携型認定こども園」から「幼稚園型認定こども園」へ類型変更 西九州大学附属三光幼稚園に保育機能施設「三光ナースリー」併設 西九州大学附属三光保育園「幼保連携型認定こども園」から「保育所型認定こども園」へ類型変更 西九州大学附属三光保育園定員変更（入学定員80名） 西九州大学グループ情報メディアセンター設置 西九州大学グループ国際交流センター設置

平成28年	4月	西九州大学グループ地域連携センター内に地域看護研究研修センター設置
平成29年	4月	西九州大学短期大学部地域生活支援学科設置（入学定員100名） 西九州大学短期大学部食物栄養学科募集停止 西九州大学短期大学部生活福祉学科募集停止 西九州大学短期大学部専攻科保育福祉専攻募集停止
平成29年	12月	学校法人永原学園事業部開設
平成30年	1月	レストラン「ラ・サンテ249」開業
平成30年	4月	西九州大学「看護学部看護学科」設置（入学定員90名） 「西九州大学グループ地域連携センター」、「西九州大学グループ情報メディアセンター」及び「西九州大学グループ国際交流センター」廃止 西九州大学及び西九州大学短期大学部に「リカレント教育・研究推進本部」、「情報メディアセンター」及び「国際交流センター」を設置 リカレント教育・研究推進本部内に「健康支援センター」、「健康福祉・生涯学習センター」及び「産学官連携推進室」を設置 西九州大学大学院生活支援科学研究科臨床心理学専攻の下に「臨床心理相談センター」を設置 西九州大学健康栄養学部健康栄養学科の下に「食育サポートセンター」を設置 西九州大学看護学部看護学科の下に「地域看護研究研修センター」を設置 西九州大学に「教職センター」を設置
平成30年	5月	西九州大学短期大学部食物栄養学科廃止 西九州大学短期大学部生活福祉学科廃止
令和2年	3月	学校法人永原学園出資事業会社 株式会社西九大サポート設立
令和2年	4月	西九州大学佐賀調理製菓専門学校 専門課程 調理師科昼間部定員変更（入学定員40名） 調理師科夜間部定員変更（入学定員40名）
令和3年	4月	西九州大学及び西九州大学短期大学部に「情報システム室」を設置
令和3年	12月	西九州大学健康福祉学部健康栄養学科廃止
令和4年	4月	西九州大学大学院生活支援科学研究科栄養学専攻(博士後期課程)設置（入学定員2名） 西九州大学大学院生活支援科学研究科健康栄養学専攻を西九州大学大学院生活支援科学研究科栄養学専攻博士前期課程に名称変更 西九州大学大学院生活支援科学研究科看護学専攻(修士課程)設置(入学定員5名) 西九州大学附属三光幼稚園に放課後児童クラブ「さんこう児童クラブ」設置

以上

西九州大学の沿革（概要）

昭和 21 年	9 月	佐賀栄養専門学校創立
昭和 29 年	2 月	学校法人永原学園設立認可
昭和 43 年	3 月	佐賀家政大学家政学部家政学科設置認可（入学定員 100 名） 栄養士養成施設として指定を受ける
昭和 43 年	4 月	佐賀家政大学開学
昭和 44 年	4 月	家政学部家政学科を専攻分離し「家政学専攻 50 名・管理栄養士専攻 50 名」 として届出 管理栄養士養成施設として指定を受ける
昭和 49 年	1 月	佐賀家政大学家政学部社会福祉学科設置認可（入学定員 30 名） 家政学部家政学科家政学専攻入学定員減（50 名→20 名）
昭和 49 年	6 月	佐賀家政大学を「西九州大学」に名称変更
昭和 50 年	12 月	西九州大学家政学部社会福祉学科入学定員増認可（30 名→50 名）
昭和 52 年	4 月	家政学部家政学科を家政学部食物栄養学科に名称変更し「家政学専攻」を 「食物栄養学専攻」に改称
昭和 57 年	1 月	西九州大学家政学部社会福祉学科入学定員増認可（50 名→80 名）
昭和 61 年	12 月	西九州大学家政学部社会福祉学科臨時定員増認可（80 名→100 名）
平成 3 年	12 月	西九州大学家政学部社会福祉学科臨時定員増認可（100 名→120 名）
平成 9 年	12 月	西九州大学家政学部社会福祉学科 3 年次編入学定員 20 名に係る収容定員 増認可
平成 10 年	12 月	西九州大学大学院設置認可「健康福祉学研究科健康福祉学専攻修士課程」 （入学定員 8 名）
平成 11 年	4 月	<u>西九州大学大学院開設</u>
平成 11 年	12 月	西九州大学家政学部食物栄養学科入学定員増（70 名→90 名）並びに社会 福祉学科入学定員増認可（120 名→140 名）、臨時的定員を恒常化
平成 12 年	10 月	西九州大学家政学部健康栄養学科設置認可及び入学定員増認可（90 名→ 130 名） 「家政学部食物栄養学科は平成 13 年度から募集停止」
平成 13 年	4 月	西九州大学「家政学部」を「健康福祉学部」に名称変更
平成 14 年	3 月	介護福祉士養成施設として指定を受ける
平成 15 年	3 月	西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻臨床心理コース、臨床 心理士受験資格（2 種）の指定を受ける（（財）日本臨床心理士資格認定協 会）
平成 18 年	4 月	募集停止中の食物栄養学科廃止
平成 18 年	11 月	西九州大学リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法学専 攻（入学定員 40 名）及び作業療法学専攻（入学定員 40 名）設置認可

平成18年11月	平成19年4月1日付をもって理学療法士および作業療法士養成学校として指定を受ける
平成19年 4月	西九州大学リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法学専攻（入学定員40名）及び作業療法学専攻（入学定員40名）開設
平成20年 4月	西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻臨床心理コース、臨床心理士受験資格（1種）の指定を受ける （指定期間：平成21年4月1日～平成27年3月31日）
平成20年11月	西九州大学子ども学部子ども学科（入学定員80名、3年次編入学定員10名）設置認可
平成21年 4月	西九州大学子ども学部子ども学科開設
平成21年 4月	保育士養成学校として指定を受ける
平成21年 4月	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科 定員減（140名→120名） 西九州大学大学院健康福祉学研究科健康福祉学専攻 定員増（8名→12名）
平成26年 4月	<u>健康福祉学部 スポーツ健康福祉学科 50人（学科の届出設置）</u> 子ども学部 心理カウンセリング学科 40人（学科の設置認可） 健康栄養学部 健康栄養学科 120人（学部の届出設置） 健康福祉学部 健康栄養学科 △130人（学生募集停止） 健康福祉学部 社会福祉学科 △40人（入学定員の減） 3年次編入（20） （10） 120人 → 80人 3年次編入定員は、平成28年度から定員減
大学院	
<u>健康福祉学研究科</u>	
健康栄養学専攻 M2人（専攻の届出設置）	
臨床心理学専攻 M4人（専攻の設置認可）	
リハビリテーション学専攻 M3人（専攻の設置認可）	
<u>健康福祉学専攻 M△9人（入学定員の減）</u>	
M12人 → M3人	
研究科の名称変更	
<u>健康福祉学研究科 → 生活支援科学研究科</u>	
平成27年 4月	<u>大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻博士後期課程を設置（入学定員3名）、健康福祉学専攻修士課程は地域生活支援学専攻博士前期課程に名称変更</u>
	大学院生活支援科学研究科子ども学専攻を開設（入学定員4名）
平成29年11月	西九州大学看護学部看護学科（入学定員90名）設置認可
平成30年 4月	西九州大学看護学部看護学科開設
平成31年10月	大学院生活支援科学研究科子ども学専攻を定員変更（入学定員3名） 大学院生活支援科学研究科臨床心理学専攻を定員変更（入学定員5名）

令和 3 年 8 月	大学院生活支援科学研究科栄養学専攻博士後期課程を設置認可（入学定員 2 名）
令和 3 年 10 月	大学院生活支援科学研究科看護学専攻を設置認可（入学定員 5 名）
令和 3 年 11 月	栄養学専攻修士課程を栄養学専攻博士前期課程に名称変更届出
令和 4 年 4 月	大学院生活支援科学研究科栄養学専攻博士後期課程を開設（入学定員 2 名） 大学院生活支援科学研究科看護学専攻を開設（入学定員 5 名） 大学院生活支援科学研究科栄養学専攻修士課程を栄養学専攻博士前期課程に名称変更
令和 4 年 12 月	<u>大学院生活支援科学研究科地域生活支援学専攻博士後期課程を健康福祉学専攻博士後期課程に、地域生活支援学専攻博士前期課程を健康福祉学専攻博士前期課程に名称変更届出</u>

以上

佐賀県の高等教育機関

令和3年5月1日現在

区分	大学名	学部・研究科	学科・専攻	入学 定員(名)	3年次 編入(名)	収容 定員(名)
大 学	国立 佐賀大学	教育学部	学校教育課程	120		480
			小 計	120	0	480
		芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科	110	5	450
			小 計	110	0	480
		経済学部	経済学科	110		440
			経営学科	80		320
			経済法学科	70		280
			小 計	260	0	1,040
		医学部	医学科	103		630
			看護学科	60		240
			小 計	163	0	870
		理工学部	数理科学科		15	30
			物理科学科			40
			知能情報システム学科			60
			機能物質化学科			90
			機械システム工学科			90
			電気電子工学科			90
			都市工学科			90
			理工学科	480		1440
			小 計	480	15	1,965
		農学部	応用生物科学科		0	45
			生物環境科学科			60
			生命機能科学科			40
			生物資源科学科	145		435
			小 計	145	0	590
		合 計		1,278	20	5,395
		大学院 学校教育学研究科 (専門職学位課程)	教育実践探究専攻	20		40
			小 計	20		40
		地域デザイン研究科 (修士課程)	地域デザイン専攻	20		40
			小 計	20		40
		先進健康科学研究科 (修士課程)	先進健康科学専攻	52		104
			小 計	52		104
		理工学研究科 (修士課程)	理工学専攻			167
			小 計	0		167
		理工学研究科 (博士前期課程)	理工学専攻	167		167
			小 計	167		167
		農学系研究科 (修士課程)	生物資源科学専攻	32		64
			小 計	32		64
		医学系研究科 (博士課程)	医科学専攻	25		100
			小 計	25		100
		工学系研究科 (博士後期課程)	システム創成科学専攻			48
			小 計	0		48

区分		大学名	学部・研究科	学科・専攻	入学 定員(名)	3年次 編入(名)	収容 定員(名)	
大学	国立	佐賀大学	理工学研究科 (博士後期課程)	理工学専攻	20		20	
				0				
			合 計	小 計	20		20	
				専門職学位・修士・博士前期課程	291		582	
		博士・博士後期課程	45		168			
大学	私立	西九州大学	健康栄養学部	健康栄養学科	120		480	
				小 計	120		480	
			健康福祉学部	社会福祉学科	80	10	340	
				スポーツ健康福祉学科	50		200	
				小 計	130	10	540	
			リハビリテーション学部	リハビリテーション学科				
				理学療法学専攻	40		160	
				作業療法学専攻	40		160	
				小 計	80		320	
			子ども学部	子ども学科	80	10	340	
				心理カウンセリング学科	40		160	
				小 計	120	10	500	
			看護学部	看護学科	90		360	
				小 計	90		360	
			合 計		540	20	2,200	
			大学院	生活支援科学研究科 (修士課程)	健康栄養学専攻	2		4
					臨床心理学専攻	5		10
					リハビリテーション学専攻	3		6
					子ども学専攻	3		6
					小 計	13		26
				生活支援科学研究科 (博士前期課程)	地域生活支援学専攻	5		10
					小 計	5		10
				生活支援科学研究科 (博士後期課程)	地域生活支援学専攻	3		9
					小 計	3		9
				合 計	修士課程・博士前期課程	18		36
				博士後期課程	3		9	
短期大学	私立	九州龍谷短期大学	保育学科	60		120		
			人間コミュニティ学科	40		80		
			合 計	100		200		
		佐賀女子短期大学	地域みらい学科	110		220		
			こども未来学科	80		160		
			合 計	190		380		
		西九州大学短期大学部	地域生活支援学科	100		200		
			幼児保育学科	90		180		
合 計			190		380			
短 期 大 学 計					480		960	
総 計					2,655	40	9,350	

参考: 大学・短大は令和3年度現在の組織

文部科学省関連の補助事業の概要

【平成 22 年度 文部科学省 G P】

事業名： 大学生の就業力育成支援事業

採択課題名： 真の就職率ナンバーワンプロジェクト

実施期間： 平成 22 年度 ～ 平成 23 年度

金額（概算）： 予算／36,840 千円（H22：20,000 千円、H23：16,840 千円）

実績： 35,312,985 円（H22：19,258,379 円、H23：16,054,606 円）

概要：

本取組は、従来の各学科と教務課並びに学生支援課による専門職業人養成システムに加えて、幅広い職業人としての資質能力の向上を可能とする新しい教育プロセス（「新あすなろう体験Ⅰ～Ⅲ」）を共通教育課程に設置し、新設するセンターにおいてこれを運用するものである。この取組によって、学生の職業観や将来展望を明確にし、適正な就業へと学生を導くことができる。これらの科目群には、専門分野にとらわれないボランティア、地域活動、インターンシップ、グループワークによる課題解決型学習（PBL）等の体験型学習が組み込まれている。学生はそれらを継続的に学習し、幅広くかつ明確な職業観を養うことができます。また、PBLの実社会への還元といった高次の課題も用意している。これらを通して学生は、社会人に必要とされる自律的能力（問題解決能力、コミュニケーション能力、自己管理能力等）を身につけることができる。

【平成 24 年度 文部科学省 G P】

事業名： 産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業

採択課題名： 地域力を生む自律的職業人育成プロジェクト

実施期間： 平成 24 年度 ～ 平成 26 年度

金額（概算）： 予算／36,000 千円（H24：12,010 千円、H25：12,010 千円、H26：12,000 千円）

実績： 35,074,735 円（H24：11,064,735 円、H25：12,010,000 円、H26：12,000,000 円）

概要：

九州・沖縄地区において就業力育成支援事業で実績を持つ国公立大学 23 校が連携し、産業界の人材ニーズを踏まえながら「地域に活力（地域力）をもたらし、主体的に考える力をもった自律的職業人を輩出すること」を連携取組全体の目的としながら、3つのサブグループに分かれ、「インターンシップの高度化」「キャリア系科目の授業改善」「学修評価方法の検討」の3つのテーマに取り組んでいくものです。本学は、9 大学からなる「インターンシップの高度化」のサブグループに属し、各大学の事例の共有化と高度なインターンシッププログラムの開発、開発プログラムの試行、実施ノウハウの集約化、インターンシップの継続を各大学間と連携して行うこととしている。

【平成24年度 大学間連携共同教育推進事業】

事業名： 大学間連携共同教育推進事業（地域連携）

採択課題名： 大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成

実施期間： 平成24年度～平成28年度

金額（概算）： 予算（連携校全体）／241,200千円（H24：61,200千円、H25：51,000千円、
H26：43,000千円、H27：43,000千円、H28：43,000千円）

実績： 61,200千円（H24：61,200千円（西九州大学短期大学分：11,569千円））

概要：

佐賀大学、西九州大学、九州龍谷短期大学、佐賀女子短期大学、西九州大学短期大学部は、幼児教育の専門職業人を目指す学生の専門性を向上させることにより、発達障害の幼児がニーズにあった療育を幼稚園や保育所で受けることが出来るようにするため、3つの事業を進める。①発達障害等をテーマとする大学間共通教育プログラムを共同開発する。小児医療、心理、教育・保育、福祉・家族支援の各分野に亘る体系的知識の習得と支援実習により、幼児がもつ「困り感」を様々な視点から捉える力の育成と支援スキルの習得に重点をおく。また大学間共通評価観点を設ける他、連携校教員の共同研修の実施、「子ども発達支援士（基礎）」（大学コンソーシアム佐賀認定）の認定により教育の質保証を図る。②連携校が有する療育指導資源を生かして、大学間発達障害支援ネットワークを構築し支援実習に活用する他、地域の療育ニーズに対応する。③ステークホルダーに企画段階から参加を求め、外部評価も受け、事業の継続的な発展を図る。平成25年度は、連携校全体で、378名の学生が子ども発達支援士（基礎）養成プログラムを受講しており、12月末時点で延べ454名の子どもを療育・支援を行った。

【平成24年度 大学間連携共同教育推進事業】

事業名： 大学間連携共同教育推進事業（分野連携）

採択課題名： 短期大学士課程の職業・キャリア教育と共同教学IRネットワーク

実施期間： 平成24年度～平成28年度

金額（概算）： 予算（連携校全体）／300,188千円（H24：65,789千円、H25：65,575千円、
H26：65,624千円、H27：56,200千円、H28：47,000千円）

実績： 65,789千円（H24：65,789千円（西九州大学短期大学分：1,520千円））

概要：

本取組は、10年間の活動実績を持つ「短期大学コンソーシアム九州」連携7短大で、短期大学士課程教育の質の保証システムの汎用的なモデルとなる共同教学IRネットワークシステム構築とアセスメント活動を含む運用スキームの整備を図る。また、「短期大学コンソーシアム九州」の取組成果として重要であることがわかった短期大学独自の職業・キャリア教育の充実・発展のために①学生の主体的学びを促進し教育成果を高めるWork Integrated Learning（WIL）に関する国内外における知見と情報の集約を図る活動、②学習経験や価値観の異なる他学科他短大の学生が共同で地域ステークホルダーと交流し社会人基礎力を培う3つのアクティブラーニング事業の展開・充実、を実施する。取組の成果は、日本私立短期大学協会を通して関係者に公開し、短期大学全体の教育の質保証のための方策を提示する。25年度は、学生共通調査システムの開発・テスト運用などを行った。

【平成25年度「地（知）の拠点整備事業」】

事業名： コミュニティ・キャンパス佐賀アクティベーション・プロジェクト

採択課題名： 「地（知）の拠点整備事業

実施期間： 平成25年度～平成29年度

金額： 16,146千円（追加配分：3,200千円） 計19,346千円

概要：

佐賀大学と西九州大学は、佐賀県全域をキャンパスと位置付け、学生・教職員による実践的な教育研究を通して、地（佐賀県域）と知（教育研究）のアクティベーションを進めることで、佐賀の地における知の拠点としての機能を強化する。この目的を実現するため、両大学の教育・研究シーズを集約し、佐賀県域が抱える地域課題としての中心市街地・離島・山間地域の活性化、地域産業の振興とコミュニティの再生、地域医療・保健・福祉の向上、子どもの教育支援、高齢者の健康改善および地域環境の保全等の解決に向けた12の教育研究プロジェクトを推進する。これらのプロジェクトは佐賀県、佐賀市、神埼市、唐津市、小城市、嬉野市、鹿島市、吉野ヶ里町の1県6市1町との連携・協力のうえ実施する。両大学とも地域での学修機会を増加させる教育カリキュラムの改革を行い、事業の実効性と持続性のある全学的なプロジェクトとする。

【平成28年度「私立大学研究ブランディング事業」】

事業名： 認知症予防推進プログラム Successful Aging Project in Saga (SAPS)

採択課題名： 私立大学研究ブランディング事業

実施期間： 平成28年度～令和元年度

金額： 平成28年度2,300万円、平成29年度1,600万円、平成30年度2,300万円
令和元年度1,700万円

概要：

当該事業は、学長のリーダーシップの下で推進される全学的な取組に対して、文部科学省が助成する事業である。私立大学が持つ強み・独自性をより一層強化し、私立大学全体としての多様性を発揮させることにより、グローバル社会において我が国が持続的に発展していくための一助となるものとして、平成28年度より開始されたものであり、平成28年度申請数198校のうち本学が該当するタイプBの採択数23校として採択されたものである。

本事業SAPS（認知症予防推進プログラム）の目的・目標は、すべての地域生活者が、生涯にわたって「こころ」と「からだ」の健康を維持し、社会とのつながりを持ち続けることで、幸福な一生（サクセスフル・エイジング）を実現することである。西九州大学が擁する医療・健康・福祉・教育・心理の専門研究者の知見を総合し、「生活支援を科学し・実践する」ために、地域社会と協働のもと、以下の認知症予防推進プログラムに取り組むプロジェクトである。

地 域 志 向 大 学 宣 言

(宣言文)

西九州大学は日本の新しい大学像を先導する大学として、地域を志向する大学をめざすことを、ここに宣言する。本学は地域の活性化に資するために、地域自治体、地域産業界、ならびに地域社会と連携した教育研究活動を展開する。

国は地域再生の担い手として、地域に立地する大学に期待を寄せている。教育基本法の改正により社会貢献が大学の義務となった。国は大学が地域社会に対して社会を変革するエンジン役となり、地域の課題解決につながる教育研究活動に取り組むことを求めている。それに応えるには、大学は地域の課題解決を大学の教育研究の機能向上に結びつけると同時に、学生を育てる営みそのものが地域に有為である教育研究への質的転換を図る必要がある。

一方、大学は地域との間にお互いが満足できる信頼関係を築いてこそ、地域に必要とされる大学として存立し続けることが可能になる。西九州大学に、地域から必要とされる大学をめざす好機が、今まさに訪れたのである。

西九州大学を擁する永原学園は創立 70 周年を間近に控え、その一環として大学改革を進めている。創立以来の建学の理念「あすなろう精神」とともに、今まで培った「健康と福祉」を継承しつつ、さらに医療、スポーツ、保育・教育、心理などの分野を加え、「生活支援を科学し実践する」大学として生まれ変わる。

この新たなコンセプトの導入に加えて、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業(COC)」に採択されたことを機に、地域とともに歩む大学として、地域を志向する大学をめざすことを決意する。めざすは、“生活支援を軸に、地域にねざし、地域とともに、地域によって発展する西九州大学像”である。そのために、本大学は教育研究機能をフルに活用して、全学的に地域活性化に取り組む。この活動の継続性を担保するために、教育カリキュラムの中に地域課題を組み込み、研究に関しても地域志向への転換を図る。現在まで実践的教育研究を旨としてきた大学として、その課題を自ら能動的に解決しようとする姿勢を身につけている学生、幅広い教養と実践的知識・技能を兼ね備えた地域の有為な人材として活躍できる学生を育成することを目指すものである。

100 年大学をめざす西九州大学の将来構想を見据え、ここに宣言する。



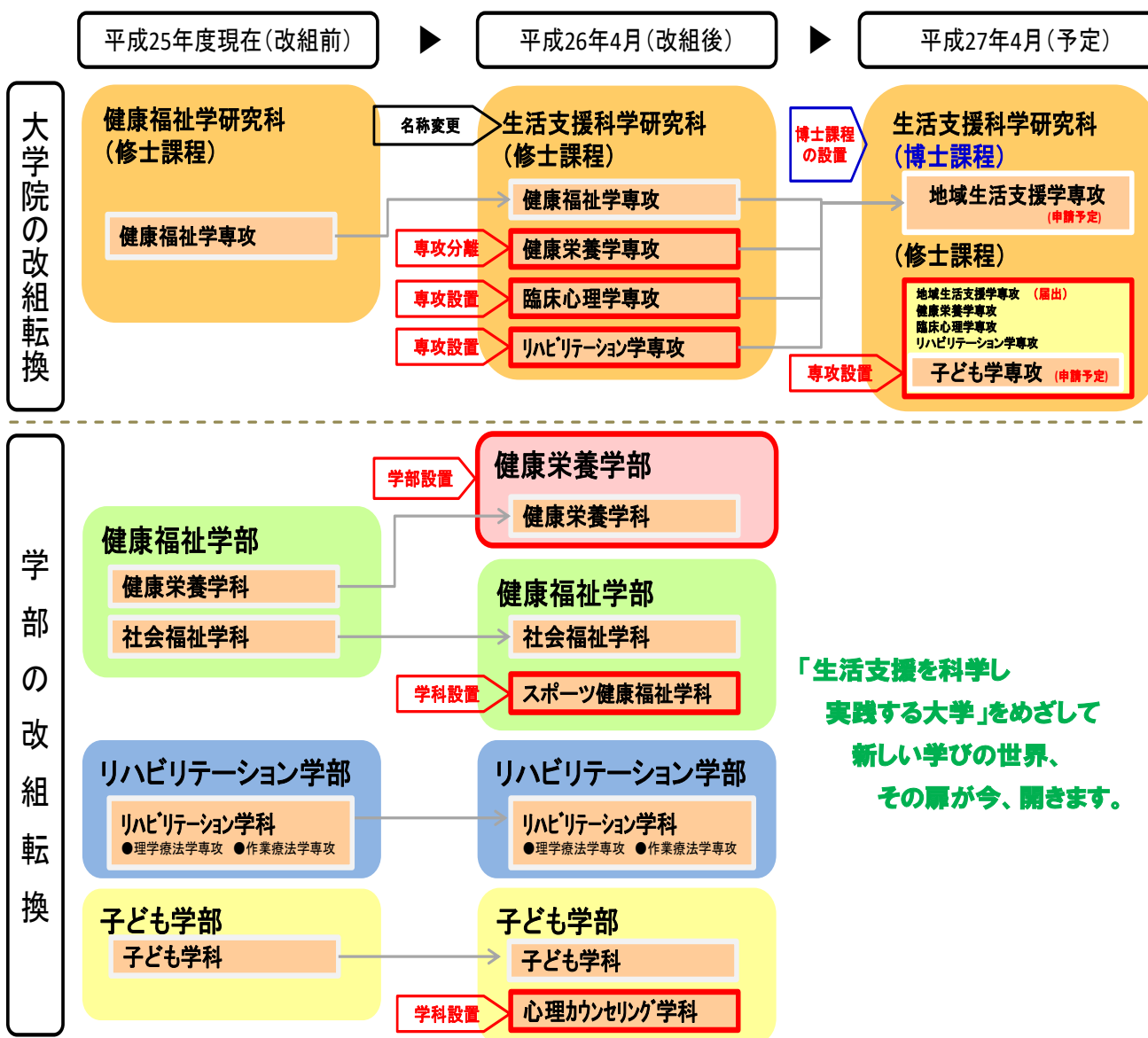
平成 25 年 10 月 31 日

西九州大学 学長

向井 常博

西九州大学は支援系総合大学へ変わります！

西九州大学は、来る平成28年に設置母体である学校法人永原学園が70周年を迎え、神園、神埼両キャンパスに新教育棟も順次完成する見込みであることを契機に、教育の組織や課程についても、さまざまな困難が予想される21世紀のわが国社会の状況に的確に対応しうる学部・学科に改組転換します。



URL <http://www.nisikyu-u.ac.jp>

神埼キャンパス

●健康栄養学科 ●社会福祉学科 ●スポーツ健康福祉学科 ●リハビリテーション学科
〒842-8585 佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490-9 TEL.0952-52-4191(代) Fax.0952-52-4194
TEL.0952-37-9207(入試広報課直通)

神園キャンパス

●子ども学科 ●心理カウンセリング学科
〒840-0806 佐賀県佐賀市神園 3-18-15 TEL.0952-31-3001(代) Fax.0952-31-3003

佐賀県と西九州大学との
SAGAスポーツピラミッド構想の推進に関する連携協定書

佐賀県（以下「甲」という。）と西九州大学（以下「乙」という。）は、佐賀県におけるSAGAスポーツピラミッド構想（以下「SSP構想」という。）の推進に関して、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、SSP構想を連携して推進することにより、乙の研究基盤の強化、知見の社会還元などを通じ、スポーツのチカラを活かした人づくり、地域づくりを図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 乙に所属する教職員等の知見を活かしたアスリート育成・指導者の支援に関すること
 - (2) SAGAサンライズパークにおける「アスリートを育てる」機能の強化に関すること
 - (3) その他、スポーツ医科学の研究に関すること
- 2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な取組事項及び実施方法等に関し、別途協議のうえ、取り決めるものとする。

（有効期間及び解約）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から5年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出が無い場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

- 2 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本

協定を変更し、または解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た相手方の非公表情報を第三者に開示、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承認を得た場合、および弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

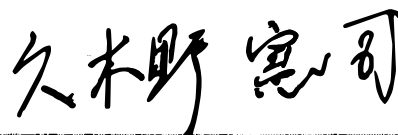
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年12月21日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県知事



乙 神崎市神崎町尾崎4490番地9号
西九州大学長



西九州大学と株式会社サガススポーツクラブとの連携協力に関する協定書

西九州大学と株式会社サガススポーツクラブ（以下「両者」という。）は、相互の特性を生かした連携事業を推進することにより、地域社会の活性化及び両者の一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が相互の連携と協力により、次条の事項を推進することで、両者の一層の発展及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- （1）教育・研究に関すること。
- （2）人材の育成に関すること。
- （3）地域のスポーツ振興に関すること。
- （4）その他両者が必要と認める事項に関すること。

（協議事項）

第3条 本協定による連携協力の方法等については、両者間で協議してその都度定めるものとする。

（情報の保持）

第4条 両者は、この協定に基づき連携協力を実施するにあたり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、両者いずれからも協定終了の申し出がない場合は、期間満了日の翌日から更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定の具体的な事項の実施及び本協定に定めのない事項については両者の協議によるものとする。

本協定書は、2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通保管するものとする。

令和3年10月28日

佐賀県神埼市神埼町尾崎4490番地9
西九州大学

学長

久木野 寛司

佐賀市中の小路1番14号中の小路NLビル5階
株式会社サガスポーツクラブ

代表取締役社長

田島 秀太郎

スポーツ科学専攻修士課程の設置に係る概要

資料9

【設置の背景】

変革期にある社会環境

人口減少、少子高齢化、
持続可能性、ICT化など

多様な課題（生活・健康・教育）

格差、排除、貧困、虐待、
不登校、障害、体位の低下

地域スポーツをめぐる課題

スポーツの高度化、健康寿命、
子どもの体力・運動能力低下、
部活動の地域移行など



個別的対応困難



高度な知識と技術を有し、
既存学問領域を横断したア
プローチができる専門的職
業人が必要

→ **修士課程を設置**

【組織】

[大学]

学部学科	
健康栄養学部	健康栄養学科
健康福祉学部	社会福祉学科 スポーツ健康福祉学科
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科
子ども学部	子ども学科 心理カウンセリング学科
看護学部	看護学科

基礎となる学科

[大学院]

令和5年度
【修士課程】 臨床心理学専攻 リハビリテーション学専攻 子ども学専攻 看護学専攻
【博士前期課程】 健康福祉学専攻 栄養学専攻
【博士後期課程】 健康福祉学専攻 栄養学専攻

令和6年度
【修士課程】 臨床心理学専攻 リハビリテーション学専攻 子ども学専攻 看護学専攻 → スポーツ科学専攻（2）
【博士前期課程】 健康福祉学専攻 栄養学専攻
【博士後期課程】 健康福祉学専攻 栄養学専攻

【養成】

[学士課程（スポーツ健康福祉学科）]

- ・ 地域スポーツ支援
→ 健康運動指導士等
- ・ 競技スポーツ支援
→ スポーツトレーナー等
- ・ スポーツ教育支援
→ 中学校・高校保健体育教諭等



[修士課程（スポーツ科学専攻）]

各支援分野で養成する人材のスキルアップ。
専門分野の深化と既存学問領域を横断した
アプローチができる高度な専門的職業人の
育成。

育成する人材像

自身の専門分野を基軸として、広範なスポーツ科学の専門的知識を体系化することができ、自らの研究成果を基に理論的な指導・支援法を確立し、さらに、それらを教授できる高度な実践力を有する人材

カリキュラム・ポリシー

本スポーツ科学専攻修士課程では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる3つの能力を修得させるため、次のような教育課程を編成する。

1) 生活支援科学研究科の他専攻の学生とともに学んで生活支援科学を俯瞰的にとらえる「共通科目」である生活支援科学特論（必修）を配置する。

2) スポーツ科学の基礎となる理論や研究に関わる知識を教授する「基礎分野」に7科目の選択科目を配置する。

3) 地域、スポーツ関連団体、学校教育の場において活躍する、高度な実践力及び研究の基礎的能力を備えた専門職者を育成する「展開分野」として、7科目の選択科目を設置する。

4) 基礎的な研究能力を身に付け、自ら設定した研究課題にそって研究計画を立案し、修士論文の完成を目指す「研究指導」として特別研究1科目（必修）を配置する。

ディプロマ・ポリシー

本スポーツ科学専攻修士課程では、次のような能力を身に付けた上で、所定の単位を修得し、修士論文の審査および最終試験に合格した者に対し、修士（スポーツ科学）の学位を授与する。

1) スポーツによる共生社会の実現に貢献する上で、学際的な視点を持ち、他の生活支援科学研究科の学域とも協働し、包括的な生活支援を行う能力を身につけている。

2) スポーツ科学の専門領域において必要とする専門性の高い知識を修得し、健康・体力の維持増進や疾病の予防、パフォーマンス向上など人々のスポーツニーズに応え得る能力を身につけている。

3) スポーツや健康運動を通してそれぞれの職域で貢献できる知識とリーダー的実践能力を身につけている。

4) スポーツ領域の学術的な力と倫理観を併せ持つ研究的能力を身につけている。

アドミッション・ポリシー

本スポーツ科学専攻修士課程では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に示す人材育成の目的に基づき、次のような学生を求める。

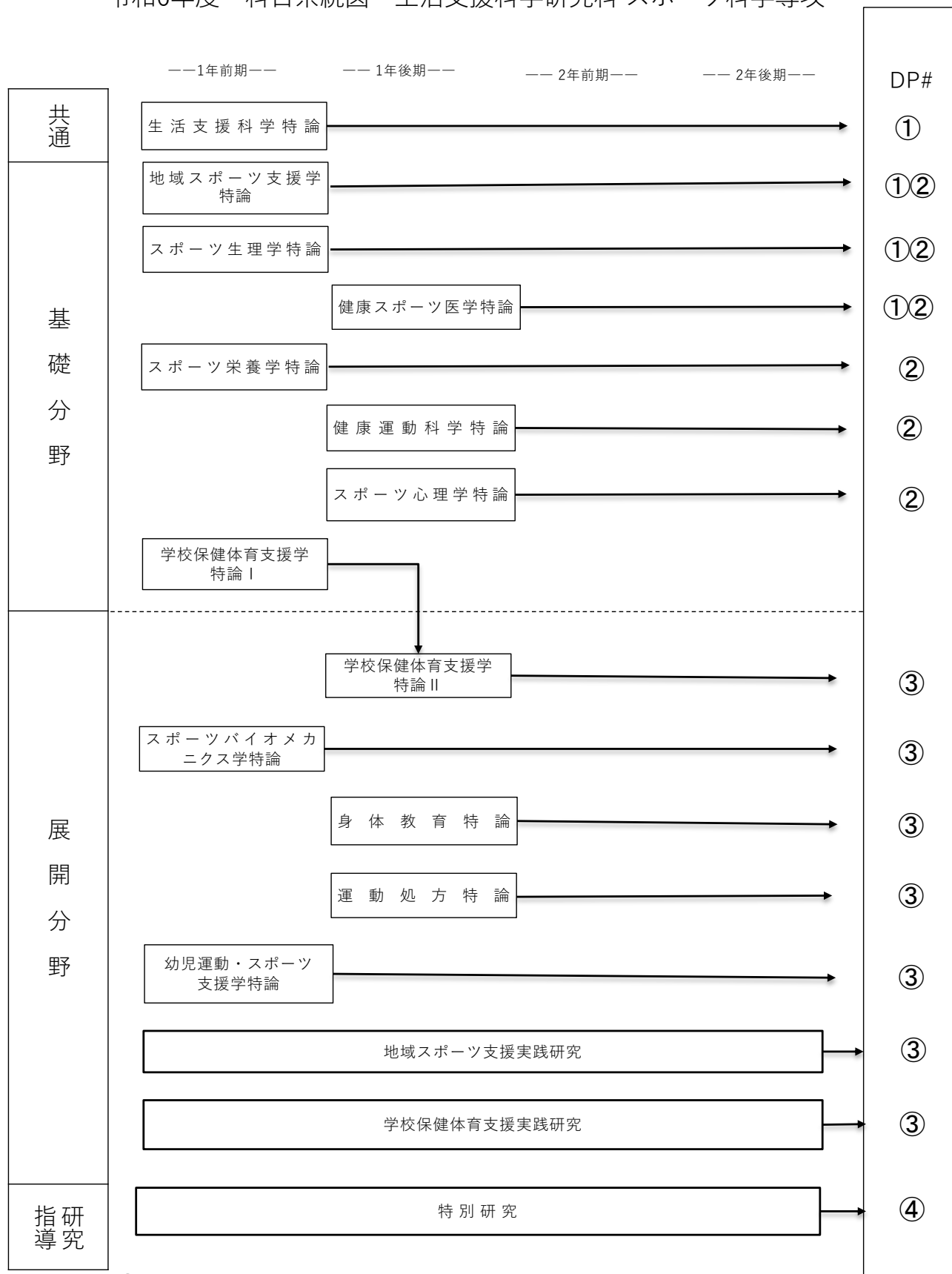
1) スポーツ系学問領域に関する学士レベルまたはそれ相当の知識・技能を有している者。

2) スポーツ科学についての高度な専門的知識と理論・技能を修得して、実践活動や研究活動を通して社会に貢献したいと考えている者。

3) スポーツ領域への探究心を持ち、自発的に研究ができる資質・能力を有している者。

育成する人材像と3つのポリシーの関係

令和6年度 科目系統図 生活支援科学研究科 スポーツ科学専攻



- ①他専攻の学域とも協働し、包括的な生活支援を行う能力を身につけている。
 ②専門性の高い知識を修得し、人々のスポーツニーズに応え得る能力を身につけている。
 ③それぞれの職域で貢献できる知識とリーダー的実践能力を身につけている。
 ④スポーツ領域の学究的な力と倫理観を併せ持つ研究能力を身につけている。

(1) 論文作成

第 1 年次 4 月の第 3 週目までに「研究指導教員届」を教務課に提出し、9 月までに研究指導教員の指導の下に自己の研究テーマを決め、9 月末までに「修士論文題目届」を教務課に提出してください。

倫理審査が必要な研究は 11 月を目処に倫理委員会による審査を受けてください。

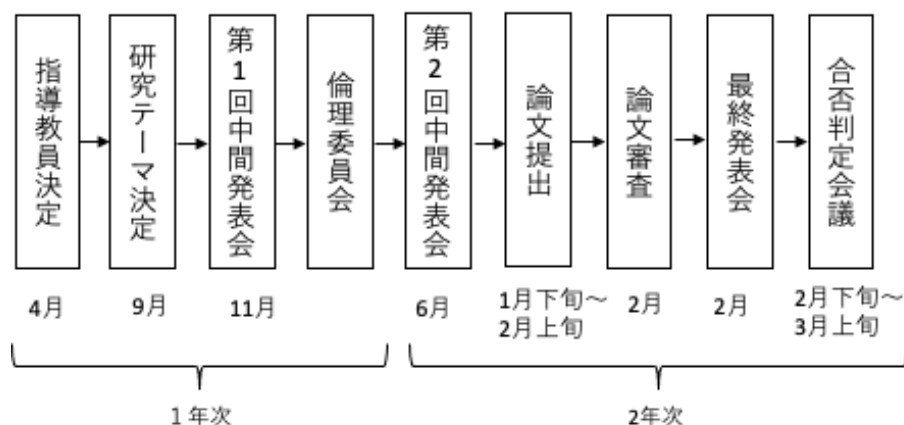
なお、11 月中に中間発表会（第 1 回）を行います。

第 2 年次 9 月中に研究の実施状況の中間発表会（第 2 回）を行います。年明けの 1 月末に論文提出を受け、2 月中に論文査会、最終発表及び可否判定会議を行います。

(2) 論文審査

研究科委員会で選出された 3 名以上の審査員が修士論文の審査を行います。論文審査及び成績評価は研究科委員会が行い、研究科長が決定します。

(3) 研究指導のモデルスケジュール



(4) 枚数

制限はありません。（横書き）

(5) 様式

手書き、パソコンともに可です。

(6) 文字等

パソコンの文字は 10.5 P を使用、1 ページ 40 字×40 行以内に収めてください。

見やすい構成にしてください。

(7) 装丁

提出の際は、表紙をつけ、左とじにしてください。それぞれの表紙には黒色で題目、学籍番号、氏名、指導教員等を記入してください。

※最終的には、1 部図書館に保管できる状態（製本したもの）で提出いただきます。

(8) 提出部数

修士論文 3 部（1 部に学位申請書を添付）

※修士論文は、製本したものを別に 1 冊提出してください。

教務課に製本を依頼する場合は、製本する部数の原稿を提出してください。

要旨 1 部（口頭試問及び修士論文発表会の 5 日前までに各 1 部提出してください）

（注）提出する修士論文には、学位申請書（教務課にて配布）を添付してください。

生活支援科学研究科 スポーツ科学専攻 前期時間割

資料13-1

曜日	年次	I 8:50~10:20	II 10:30~12:00	III 13:00~14:30	IV 14:40~16:10	V 16:20~17:50	VI 18:00~19:30	VII 19:40~21:10
月	1	特別研究 A		学校保健体育支援学特論 I	幼児運動・スポーツ支援学特論		特別研究 B	
	2							
火	1							
	2							
水	1			スポーツバイオメカニクス学特論	スポーツ栄養学特論			
	2							
木	1			地域スポーツ支援実践研究 学校保健体育支援実践研究		生活支援学特論A	生活支援学特論B	
	2				地域スポーツ支援実践研究 学校保健体育支援実践研究			
金	1			スポーツ生理学特論	地域スポーツ支援学特論			
	2	特別研究 A					特別研究 B	

「特別研究A」、「特別研究B」については、A（昼間）、B（夜間）となっており、担当教員と相談した上でどちらかで受講してください。

網掛けの科目については、必修科目を示す。

生活支援科学研究科 スポーツ科学専攻 後期時間割

資料13-2

曜日	年次	I 8:50~10:20	II 10:30~12:00	III 13:00~14:30	IV 14:40~16:10	V 16:20~17:50	VI 18:00~19:30	VII 19:40~21:10
月	1	特別研究 A		スポーツ心理学特論	学校保健体育支援学特論Ⅱ		特別研究 B	
	2							
火	1							
	2							
水	1			身体教育特論	健康運動科学特論	運動処方特論		
	2							
木	1				地域スポーツ支援実践研究 学校保健体育支援実践研究			
	2				地域スポーツ支援実践研究 学校保健体育支援実践研究			
金	1			健康スポーツ医学特論				
	2	特別研究 A					特別研究 B	

「**特別研究A**」、「**特別研究B**」については、A（昼間）、B（夜間）となっており、担当教員と相談した上でどちらかで受講してください。

縦掛けの科目については、必修科目を示す。

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			履修モデル		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	主に地域のスポーツ支援を志向する場合	主に競技スポーツ支援を志向する場合	主に学校教育領域における指導的支援を志向する場合
共通科目	生活支援科学特論	1前	2			○			●	●	●
	小計（1科目）	—	2	0	0	—			—		
基礎分野	地域スポーツ支援学特論	1前		2		○			○	○	
	学校保健体育支援学特論Ⅰ	1前		2		○					◎
	健康運動科学特論	1後		2		○			○		○
	健康スポーツ医学特論	1後		2		○			○	○	○
	スポーツ心理学特論	1後		2		○			○	○	○
	スポーツ生理学特論	1前		2		○			○	○	○
	スポーツ栄養学特論	1前		2		○			○	○	○
	小計（7科目）	—	0	14	0	—			—		
展開分野	学校保健体育支援学特論Ⅱ	1後		2		○					◎
	スポーツバイオメカニクス学特論	1前		2		○				○	
	身体教育特論	1後		2		○					○
	運動処方特論	1後		2		○			○		
	幼児運動・スポーツ支援学特論	1前		2		○			○	○	
	地域スポーツ支援実践研究	1～2		6				○	○		
	学校保健体育支援実践研究	1～2		6				○			◎
	小計（7科目）	—	0	22	0				—		
研究指導	特別研究	1～2通	8				○		●	●	●
	小計（1科目）	—	8	0	0	—			—		
合計（16科目）		—	10	36		—			授業科目30単位（以上）		

注1）●印は必修科目を、○印は選択科目を示す。

注2）教職専修免許を取得する場合は、◎印を選択必修科目とする。

備考 本人の志向に応じた履修モデル（例）

1) 主に地域スポーツ領域にける指導的支援を志向する場合

共通科目で必修の生活支援科学特論2単位と基礎分野の7科目（基本的に自由であるが、例として地域スポーツ支援学特論2単位、健康運動科学特論2単位、健康スポーツ医学特論2単位、スポーツ心理学特論2単位、スポーツ生理学特論2単位）、および展開分野の7教科（基本的には自由であるが、例として運動処方特論2単位、幼児運動・スポーツ支援学特論2単位、地域スポーツ支援実践研究6単位）から20単位以上、及び特別研究8単位、合計30単位以上を修得する。

2) 主に競技スポーツ領域における指導的支援を志向する場合

共通科目で必修の生活支援科学特論2単位と基礎分野の7科目（基本的に自由であるが、例として地域スポーツ支援学特論2単位、健康スポーツ医学特論2単位、スポーツ心理学特論2単位、スポーツ生理学特論2単位、スポーツ栄養学特論2単位）、および展開分野の7教科（基本的には自由であるが、例としてバイオメカニクス学特論2単位、幼児運動・スポーツ支援学特論2単位、地域スポーツ支援実践研究6単位）から20単位以上、及び特別研究8単位、合計30単位以上を修得する。

3) 主に学校教育領域における指導的支援を志向する場合

共通科目で必修の生活支援科学特論2単位と基礎分野の（基本的に自由であるが、例として学校保健体育支援学特論Ⅰ2単位、健康運動科学特論2単位、健康スポーツ医学特論2単位、スポーツ心理学特論2単位、スポーツ生理学特論2単位）、および展開分野の7教科（基本的には自由であるが、例として学校保健体育支援学特論Ⅱ2単位、身体教育論2単位、学校保健体育支援実践研究6単位）から20単位以上、及び特別研究8単位、合計30単位以上を修得する。なお、教職専修免許を取得する場合は、学校保健体育支援学特論Ⅰ、学校保健体育支援学特論Ⅱ、および学校保健体育支援実践研究が選択必修となる。中学校教諭専修免許状（保健体育）及び高等学校専修免許状（保健体育）を取得しようとする場合は、「学校保健体育支援学特論Ⅰ」、「学校保健体育支援学特論Ⅱ」および「学校保健体育支援実践研究」が選択必修となる。

西九州大学における研究活動に係る行動規範

(平成 2 8 年 3 月 4 日制定)

西九州大学（以下「本学」という）は、本学の学術研究に対する信頼性及び公平性を確保するとともに学術研究の更なる発展を目的として、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）に対し、研究を遂行する上で求められる行動規範をここに定める。

(研究者の責任)

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の行動)

2. 研究者は、学術研究の自主性・自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(自己の研鑽)

3. 研究者は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

(説明と公開)

4. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

5. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、また、それらに加担しない。

(研究環境の整備)

6. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び本学の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守)

7. 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。

(研究対象等への配慮)

8. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物等に対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

9. 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果等の業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

10. 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

11. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(個人情報の保護)

12. 研究者は、研究活動上入手した個人情報について、その重要性を認識し、その保護に努めるとともに、適切に取り扱う。

(研究を支援する者の責任)

13. 本学において研究者の研究活動を支援するすべての者は、この行動規範に反する行為を行わず、また、不正行為の防止を行ない、この行動規範に沿った研究活動の支援と研究環境の整備に努める。

西九州大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、西九州大学（以下「本学」という。）の研究活動における不正行為の防止に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 研究活動 研究計画の立案及び実施、成果の発表及び評価の過程における行為並びにそれらに付随する全ての事項をいう。
- (2) 研究者等 本学において研究活動に従事する教職員及び学生並びに本学の施設設備を利用して研究に携わる者をいう。
- (3) 部局 各学部、研究科、各教育研究施設、及び事務局をいう。
- (4) 不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん、盗用等をいい、その用語の意義は、次のいずれかに定めるところによる。
 - ア ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
 - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
 - ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
 - エ その他の不正行為
 - オ アからエまでに掲げる行為の証拠隠滅若しくは立証妨害、又は研究者倫理に反すると認められる行為

(研究者等の責務)

- 第3条 研究者等は、本学が別に定める「西九州大学における研究活動に係る行動規範」を遵守し、不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究倫理に関する教育（以下「研究倫理教育」という。）を受講しなければならない。なお、他の機関で実施される研究倫理教育の受講も含むものとする。
- 3 研究者等は、研究成果の第三者による検証可能性を確保するため、研究データや研究記録その他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学における研究活動について倫理の向上及び不正行為の防止並びに不正行為が発生した場合の対応に関する最終責任を負う者を置き、学長をもって充てる。

(研究倫理教育)

第5条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、本学に研究倫理教育責任者を置き、生活支援科学研究センター長、各学部長及び研究科長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者のうち生活支援科学研究センター長は、研究者等に対し、全学又は各部局単位で研究倫理教育を定期的実施するものとする。

3 研究倫理教育責任者のうち各学部長及び研究科長は、学生に対し、専攻分野の特性及びその学修段階に応じて、研究倫理教育を実施するものとする。

(通報等の受付窓口)

第6条 不正行為に関して、学内外からの通報、情報提供、相談（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口を本学総務課に置く。

2 通報等の受付窓口の責任者は、事務局長をもって充てる。

(通報等の受付方法)

第7条 不正行為又は不正行為の疑いが存在すると思料する者は、前条に規定する通報等の受付窓口に、次の各号に掲げる事項を明示して通報等を行うことができる。

(1) 通報する者の氏名及び連絡先

(2) 不正行為を行ったとする研究者等の氏名又はグループの名称

(3) 不正行為の具体的内容

(4) 不正行為とみなす合理的理由

2 通報等は、電話、電子メール、FAX、書面又は面談によるものとする。ただし、原則として顕名によるものとする。

3 前項の定めにかかわらず、事務局長は、匿名による通報等について学長及び副学長と協議の上、受け付けが必要と認める場合には、受け付けることができる。

4 報道や学会等の外部機関から不正行為の疑いがあると指摘された場合、またはインターネット上に本学に係る不正行為等の疑いが掲載されていることを本学が独自に把握した場合は、前項に準じて取扱いを行うことができる。

5 通報等の受付窓口は、通報の意思を明示しない相談について、その内容を確認して通報に相当する理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。

6 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているものであるときは、事務局長は、相談者の了承を得た上で、学長に報告するものとする。

7 前項により報告を受けた学長は、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行なうものとする。

(予備調査)

第8条 不正行為に関する通報等を受け付けたときは、事務局長は、速やかにその内容を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に係る事案について、不正行為が行われた可能性、通報等の内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

3 予備調査は、学長、当該通報等に関係する部局の長その他学長が指名する者により行う。た

だし、第11条に定める調査委員会を設置して行うことも妨げない。

(本調査の決定等)

第9条 学長は、予備調査の結果、本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを通報等の受付から概ね30日以内に決定しなければならない。

2 学長は、本調査を行うことを決定した場合は、通報者及び被通報者を含む調査の対象者等（以下「調査対象者」という）に対し本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求めなければならない。

3 学長は、当該競争的資金等の配分機関及び文部科学省に本調査を行なう旨を報告しなければならない。

4 学長は、本調査を行わないと決定した場合は、その理由を付し、通報者に通知する。この場合には、資金配分機関や通報者からの求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(競争的資金等の使用停止)

第10条 学長は、通報等をされた不正行為が競争的資金等に関係する場合は、必要に応じて、対象研究者に対し競争的資金等の使用停止を命じることができる。

(調査委員会)

第11条 学長は、本調査を行うことを決定した場合は、次の各号に掲げる調査委員をもって組織する調査委員会を設置する。ただし、調査委員の半数以上は第4号の外部有識者でなければならない。

(1) 学長が指名する副学長1人

(2) 学長が指名する部局の長1人

(3) 学長が指名する本学の教職員若干人

(4) 学長が指名する本学に属さない外部有識者若干人

2 調査委員会に委員長を置き、前項第1号の調査委員をもって充てるものとする。

3 調査委員は、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を通報者及び調査対象者に示し、所定の期間内に異議申立てを受け付けるものとする。

5 前項に定める異議申立てがあった場合は、学長は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、通報者及び調査対象者に対してその旨を通知する。

(本調査の実施)

第12条 調査委員会は、本調査を実施することを決定した日から30日以内に本調査を開始しなければならない。

2 調査委員会は、本調査を行うに当たって、調査対象者に対し弁明の機会を与えなければならない。

- 3 通報者及び調査対象者は、調査委員会が行う本調査に対し誠実に協力しなければならない。
- 4 調査対象者が疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(本調査の対象)

第13条 調査委員会は、本調査の対象に、通報等をされた事案に係る研究活動のほか、調査に関連した調査対象者の他の研究活動も含めることができる。

(証拠の保全)

- 第14条 学長及び調査委員会は、本調査の実施に当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。
- 2 当該研究活動が行われた研究機関が本学に所属しないときは、学長及び調査委員会は、当該研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

(本調査の中間報告)

第15条 学長及び調査委員会は、本調査を行う事案が競争的資金等に関係する場合は、当該競争的資金等の配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第16条 調査委員会は、調査に当たり、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(不正行為の認定)

- 第17条 調査委員会は、本調査の開始後、概ね150日以内に調査結果をとりまとめ、不正行為が行われたか否かを認定し学長に報告するものとする。
- 2 調査委員会は、認定に当たっては、調査対象者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断しなければならない。
 - 3 調査委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。証拠資料の不存在等、本来あるべき基本的な要素の不足により、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
 - 4 不正行為が行われたと認定した場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - (1) 不正行為の内容
 - (2) 不正行為に関与した者とその関与の度合い
 - (3) 不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動に

おける役割

- 5 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行い、学長に報告する。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定結果の通知及び報告)

第18条 学長は、認定結果を通報者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、当該競争的資金等の配分機関及び文部科学省に認定結果を報告するものとする。

(不服申立て)

第19条 不正行為が行われたと認定された調査対象者及び通報等が悪意に基づくものと認定された通報者は、認定に不服がある場合は、学長に対し、通知を受理してから30日以内に文書で不服申立てをすることができる。

- 2 学長は、調査対象者から不服申立てがあったときは通報者に対してその旨を通知し、通報等が悪意に基づくものと認定された通報者から不服申立てがあったときは調査対象者及び通報者が所属する機関に対してその旨を通知するものとする。

- 3 学長は、前項の通知に加えて、当該競争的資金等の配分機関及び文部科学省にその旨を通知する。

- 4 学長は、前項の不服申立てを受理したときは、直ちに調査委員会に対し不服申立てに係る審査を付託するものとする。

- 5 不服申立ての審査は、第11条に定める調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要と認める場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更を必要とする理由がないと認めるときは、この限りではない。

- 6 調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、直ちに学長に報告しなければならない。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

- 7 学長は、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときは、当該競争的資金等の配分機関及び文部科学省にその旨を通知するものとする。

(再調査)

第20条 調査委員会は、再調査を行う場合には、不服申立てを受理してから概ね50日以内に当初の調査結果を覆すか否かを決定し、学長に報告するものとする。

- 2 学長は、再調査を行う場合には、必要に応じて調査委員を追加及び変更することができる。

- 3 学長は、前項の再調査結果を通報者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

- 4 前項において通報者が悪意に基づく通報等の認定に係る通報者であり、本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

- 5 学長は、前項の通知に加えて、当該競争的資金等の配分機関及び文部科学省に再調査結果を報告するものとする。

(調査結果の公表)

第21条 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、個人情報又は知的財産の保護その他合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、原則として次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順等
- (6) その他学長が必要と認める内容

2 学長は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則としてその調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動において不正行為がなかったこと
- (2) 論文等に故意によるものではない誤りがあったこと
- (3) 調査対象者の氏名及び所属
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順等
- (6) その他学長が必要と認める内容

3 学長は、悪意に基づく通報等が行われたと認定した場合は、原則として次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 通報者の氏名及び所属
- (2) 悪意に基づく通報等と認定した理由
- (3) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (4) 調査の方法及び手順等
- (5) その他学長が必要と認める内容

(通報者及び調査対象者の保護)

第22条 通報等の受付及び調査に関わった者は、通報者、調査対象者、通報等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び調査対象者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう秘密を保持しなければならない。

2 本学のすべての教職員は、不正行為等に関わる通報をしたこと、調査に協力したこと等を理由に、当該通報等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、不正行為等が行われなかったとの認定があった場合は、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

4 不正行為等に関わる通報等又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の

人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(通報者及び調査対象者に対する措置)

- 第23条 不正行為が行われたとの認定があった場合、学長は学校法人永原学園理事長に報告し、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)に対し、内部規程に基づき適切な措置をとるよう要請するとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。
- 2 通報等が悪意に基づくものと認定された場合、学長は学校法人永原学園理事長に報告し、当該通報者に対し、内部規程に基づき適切な措置をとるよう要請するものとする。
- 3 学長は、前二項の行為の悪質性が高い場合は、刑事通報等の適切な措置を行うことができる。

(雑則)

- 第24条 本規程に記載のない事項については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」に則して、学長が決定する。

附 則(平成28年3月4日)

この規程は、平成28年3月4日から施行する。

附 則(平成28年9月15日)

この規程は、平成28年9月15日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則(令和3年9月13日)

この規程は、令和3年9月13日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

西九州大学研究費不正使用防止における責任体系について

西九州大学の研究費不正使用防止における責任体系について、平成19年11月1日制定の「西九州大学研究費不正使用防止規程」の第4条～第7条に基づき、以下の表のとおりとする。

職権	職名
最高管理責任者	学長
統括管理責任者	事務局長
コンプライアンス推進責任者	学部長及び研究科長
コンプライアンス推進副責任者	学科長及び研究科専攻長

(平成28年4月21日改正、平成28年4月1日から適用する)

西九州大学研究倫理委員会規程

(目的及び設置)

第1条 西九州大学（以下「本学」という。）において、人を対象とした研究領域で実施される研究等（以下「研究等」という。）が、ヘルシンキ宣言（最新の修正版を含む。）の主旨に沿って人間の尊厳と人権が尊重され、倫理的な配慮のもとに行われることを目的として、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、前条の目的に基づき、次の任務を行う。

- (1) 倫理的検討を必要とする人を対象とした研究等の実施計画の適否に関する審査
- (2) 研究倫理のあり方について必要な事項の調査及び検討
- (3) 本学で行う研究に係る倫理基準等の制定及び認定
- (4) 研究倫理教育の企画及び実施
- (5) その他、本学の研究倫理等に関し、学長から諮問された事項の調査及び検討

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 研究科から選出された教員 1人
- (4) 各学部から選出された専任教員 各1人
- (5) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 若干人
- (6) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 若干人
- (7) 研究対象者の観点も含めて、一般の立場から意見を述べることのできる者 若干人
- (8) その他、学長が特に必要と認めた者

2 前項委員会の委員は、男女両性で構成されなければならない。

3 第1項の委員のうち、本学に所属しない者（以下、「学外委員」という。）が複数含まれていなければならない。

4 第1項第5号から第7号の委員については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長及び副委員長は、学長が指名した者をもって充てる。

2 委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長から指示があったときは、その職務を代行する。

5 委員長及び副委員長に欠員を生じたときには、改めて学長が指名した者をもって充てる。ただし、当該任期の途中で指名された委員長及び副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の委嘱)

第5条 委員の委嘱は、学長が行う。

2 第3条第1項第5号から第7号の委員は、委員長が推薦し、学長が委嘱するものとする。
(委員の任期)

第6条 第3条第1項第3号から第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、当該分野から委員を選任する。ただし、当該任期の途中で委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員会の成立要件等)

第7条 委員会は、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければ開くことができない。

- (1) 委員(委員長及び副委員長を含む)の過半数かつ5名以上の出席
- (2) 第3条第1項第5号から第7号の委員それぞれ1名以上の出席
- (3) 男性及び女性の委員のそれぞれ1名以上の出席
- (4) 複数の学外委員の出席

2 委員会は、審査の対象、内容等に応じて、有識者に意見を求めることができる。
(委員会の役割・責務)

第8条 委員会は、研究の実施の適否等について、倫理的観点及び科学的観点から、利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行わなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により審査を行った研究等については、必要な調査を行い、研究計画の変更、研究の中止その他当該研究に関し、学長に研究倫理審査結果報告書により報告するものとする。
- 3 委員会の委員及びその事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。
- 4 委員会の委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。

(審査の申請)

第9条 研究実施代表者(大学院生の場合、本学指導教員が研究責任者となる。以下、「研究実施代表者等」という。)は、倫理的検討を必要とする研究等を行おうとする場合には、研究倫理審査申請書(別紙様式1)及び研究等の審査に係る書類等(以下「研究倫理審査申請書等」という。)に所要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

(審査の判定等)

第10条 審査の判定は、次に掲げる表示によって行うものとする。

- (1) 「承認」
- (2) 「不承認」
- (3) 「継続審査」
- (4) 「停止(研究の継続には更なる説明が必要)」
- (5) 「中止(研究の継続は適当でない)」
- (6) その他

2 審査の対象となる研究に携わる研究者(以下「研究者等」という。)は、委員会の審議及

び意見の決定に同席してはならない。ただし、委員会の求めに応じて、その会議に出席し、当該研究に関する説明を行うことができる。

- 3 委員会の審議事項についての結論は、出席者の全員一致を原則とする。ただし、委員会の意見が、全員の合意に至らないと委員長が判断した場合は、出席委員の3分の2以上の合意により成立するものとする。
- 4 第8条第2項に基づき委員長が学長に報告する場合において、審査の判定が第1項第2号から第6号のいずれかに該当するときは、判定の理由を付さなければならない。
- 5 学長は、委員会の審査の結果報告を尊重し、第1項に規定する判定の表示による研究の実施の適否等の決定を行い、その旨を研究倫理審査結果通知書により、研究実施代表者に通知しなければならない。

(異議の申し立て)

- 第11条 研究実施代表者は、前条第5項の規定により交付された通知に関して異議の申し立てを行うときは、同通知が交付された日の翌日から7日以内に、学長に対して、根拠となる資料を添えて異議の内容を記載した異議申立書（別紙様式2）を提出しなければならない。
- 2 学長は、研究実施代表者から異議申立書が提出されたときは、委員会に諮り、審査を行わなければならない。

(迅速審査)

- 第12条 委員会は、次の第1号から第5号に該当する研究の審査については、迅速審査とすることができる。
- (1) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について、文部科学省及び厚生労働省が定める「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（以下、「倫理指針」という。）第6の2に規定する倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査。
 - (2) 研究の実施に影響を与えない範囲で、研究計画の軽微な変更であると判断できるものの審査。
 - (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものの審査。
 - (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものの審査。
 - (5) その他、委員会が必要と認めた場合の審査。
- 2 研究実施代表者等は、迅速審査による審査を受けようとするときは、申請書の迅速審査欄に所定の事項を記入し、学長に提出しなければならない。
 - 3 迅速審査とするか否かについては、委員長が研究分野に応じて委員若干名を指名の上、申請書類を確認し判断するものとする。
 - 4 迅速審査は、委員長及び前項で指名された委員若干名で行う。
 - 5 迅速審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は、全ての委員に報告されなければならない。
 - 6 迅速審査の結果、審査の対象となる研究が、倫理指針ならびに本学研究倫理委員会規程に照らして、通常審査とすべきとの判断に至った場合は、通常審査を行うものとする。
 - 7 第1項第2号に該当する事項のうち、委員会が事前に確認のみでよいと認めたものについ

ては、報告事項として取り扱う。

(研究計画等の変更)

第13条 研究実施代表者は、承認された研究計画において軽微な変更を行なおうとするときは、研究実施計画変更届（別紙様式3）を学長に提出しなければならない。また、大幅な変更を伴う場合は、第9条に規定する研究倫理審査申請書等を学長に提出し、改めて、審査を受けなければならない。

(研究実施状況の報告)

第14条 研究実施代表者は、研究者等の行う研究の進捗状況を把握し、原則として毎年1回、研究実施状況報告書（別紙様式4）によって学長に報告しなければならない。なお、研究実施状況報告書の提出の頻度は、当初通知された研究倫理審査結果通知書（承認通知）によるものとする。

2 学長は、研究実施代表者から研究実施状況の報告を受けたときは、委員会に文書をもって報告しなければならない。

3 学長は、第10条第1項第4号又は第5号の判定をした場合、研究倫理審査結果通知書により、研究実施代表者に通知しなければならない。

(研究終了後の対応)

第15条 研究実施代表者は、学長が承認した研究が終了したときは、速やかに研究終了報告書（別紙様式5）を学長に提出しなければならない。または中止したときは、研究中止届（別紙様式6）により遅滞なく学長に報告しなければならない。

2 学長は、研究実施代表者から研究の終了、または中止の報告を受けたときは、委員会に文書をもって報告しなければならない。

(有害事象等の対応)

第16条 学長は、侵襲を伴う研究を実施しようとする場合には、あらかじめ、重篤な有害事象が発生した際に研究者等が実施すべき項目に関する手順書を作成しなければならない。

2 研究実施代表者は、重篤な有害事象の発生を知った場合は、手順書に従い速やかに有害事象報告書（別紙様式7）によって学長に報告しなければならない。

3 学長は、研究実施代表者から有害事象の発生について連絡を受けた場合には、委員会の意見を聴き、必要な措置を講じなければならない。なお、有害事象等に対する研究実施代表者等ならびに学長の対処に係る手順書は、別に定める。

(利益相反の管理)

第17条 研究者等は、研究を実施するに当たり、研究機関の研究に係る利益相反及び個人の研究に係る利益相反に関する状況について、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。

(研究に関する倫理教育と研修)

第18条 委員会は、第2条第1項第4号で規定する研究に関する倫理についての教育及び研修を企画し、研究者等を対象に実施するものとする。

2 研究者等の他、大学院研究科生、研究生等は、前項に規定する研究に関する倫理についての教育及び研修を受講するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 研究者等は、研究の過程で得られた他人の個人情報の保護に努め、法令等及び本学関連規程に基づき適正な取扱いを行わなければならない。

(情報の保存と公開)

第20条 研究倫理審査申請書等及び委員会の審査記録の保存期間は、原則10年とする。

2 学長は、本規程、委員名簿並びに委員会の開催状況及び審査の概要、研究実施状況等について年に1回以上公表するものとする。ただし、審査の概要のうち、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として委員会が判断したものについては、この限りではない。

3 研究倫理審査申請書等は、委員会が必要と判断したものに関し限り公開するものとする。

(委員会の事務)

第21条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成17年7月7日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選任された第3条第4号の委員の任期は、第4条の本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成19年2月1日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 リハビリテーション学部から選出される委員については、平成22年3月31日までの間、この規程による改正後の第3条第4号に規定する「各4人の専任教員」とあるのは、「各4人以内の専任教員」と読み替えるものとする。

附 則 (平成21年2月26日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年2月1日付け、附則第2は平成21年3月31日付けで廃止する。

附 則 (平成26年2月13日)

- 1 平成26年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科及び心理カウンセリング学科から選出される委員については、当分の間1人とする。

附 則 (平成27年9月17日)

この規程は、平成27年9月17日から施行する。

附 則 (平成28年4月21日)

この規程は、平成28年4月21日から施行する。

附 則 (平成29年3月16日)

この規程は、平成２９年３月１６日から施行し、平成２９年４月１日より適用する。

附 則（平成３１年３月７日）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３日）

- １．この規程は、令和４年４月１日から施行する。
- ２．改正後の第４条第２項の規定に関わらず、現行の委員長及び副委員長の任期は令和３年度までとする。

西九州大学動物実験委員会規程

平成 22 年 10 月 28 日制定

(前文)

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」（以下「飼養保管基準」という）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月）」（以下「基本指針」という）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月）」（以下「ガイドライン」という）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

(趣旨及び基本原則)

第 1 条 この規程は、西九州大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等について必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の 3R（Replacement, Reduction, Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、本条第 5 号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の化学上の利用に供することをいう。
- (2) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 「実験室」とは、実験動物に実験操作（48 時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (4) 「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 「動物実験計画書」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。

- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 「管理者」とは、学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（動物実験施設長）をいう。
- (10) 「実験動物管理者」とは、管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者（専任教員など）をいう。
- (11) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 「管理者等」とは、学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 「指針等」とは、動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

（適用範囲）

第 3 条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

（組織）

第 4 条 学長は、動物実験に関する総括責任者とする。

2 本学に、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第 5 条に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の役割）

第 5 条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他、動物実験等の適切な実施のための必要な事項に関すること

（委員会の構成）

第 6 条 委員会は、次に掲げる動物実験等に関して優れた識見を有する委員、又はその他学識経験を有する委員で組織する。

- (1) 生活支援科学研究科から選出された専任教員 1 人
- (2) 健康福祉学部及び子ども学部の各学科から選出された専任教員各 1 人
- (3) 健康栄養学部、リハビリテーション学部及び看護学部の各学科から選出された専任教員

各 2 人

(委員長等)

第 7 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任命と任期)

第 8 条 学長は、第 6 条に掲げる者を委員に任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議の開催)

第 9 条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は、委員から要請があったときに開催する。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(担当事務)

第 10 条 委員会に関する事務は、事務局総務課が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第 11 条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性を述べること。

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物の選定、動物実験成績の制度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験操作)

第 12 条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ② 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ③ 適切な術後管理
 - ④ 適切な安楽死の選択
 - (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等を遵守すること。
 - (4) 物理的、化学的危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
 - (5) 実験施設に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

（飼養保管施設の設置）

第 13 条 飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

（飼養保管施設の要件）

第 14 条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

（実験室の設置）

第 15 条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む。）する場合、管理者は所定の「実験室設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48 時間以内の一時的保管を含む。）を行うことができない。

(実験室の要件)

第 16 条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が取られていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第 17 条 管理者は、実験動物の適切な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第 18 条 施設等を廃止する場合は、管理者は所定の「施設等廃止届」を学長に届け出るものとする。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

(標準操作手順の作成と周知)

第 19 条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健全及び安全の保持)

第 20 条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第 21 条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関により導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第 22 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第 23 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外での傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第 24 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内

で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

（記録の保存及び報告）

第 25 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するものとする。

（譲渡等の際の情報提供）

第 26 条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

（輸送）

第 27 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

（危害防止）

第 28 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じるものとする。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

（緊急時の対応）

第 29 条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

（教育訓練）

第 30 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- ① 関連法令、指針等、本学の定める規程等
- ② 動物実験等の方法に関する基本的事項
- ③ 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- ④ 安全確保、安全管理に関する事項
- ⑤ その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

（自己点検・評価・検証）

第 31 条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外者による検証を受けるように努めなければならない。

(情報公開)

第 32 条 本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等）は、毎年 1 回程度公表する。

(準用)

第 33 条 第 2 条第 5 号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(適用除外)

第 34 条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管、及び生体の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規程を適用しない。

(雑則)

第 35 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附則（平成 22 年 10 月 28 日）

1 この規程は、平成 22 年 10 月 28 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 6 条第 2 号から第 5 号までの委員の任期は、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、第 6 条第 3 号及び第 4 号の委員のうち 1 人の任期は、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

3 西九州大学動物実験委員会規程（平成 12 年 3 月 9 日制定）は、廃止する。

4 この規程施行の際、動物実験等に係る施設等が整備過程にあるときは、前項の規定にかかわらず、従前の例によることができる。（平成 24 年 1 月 19 日、附則第 4 項を削除）

附則（平成 23 年 9 月 15 日）

この規程は、平成 23 年 9 月 15 日から施行する。

附則（平成 24 年 1 月 19 日）

この規程は、平成 24 年 1 月 19 日から施行する。

附則（平成 26 年 2 月 13 日）

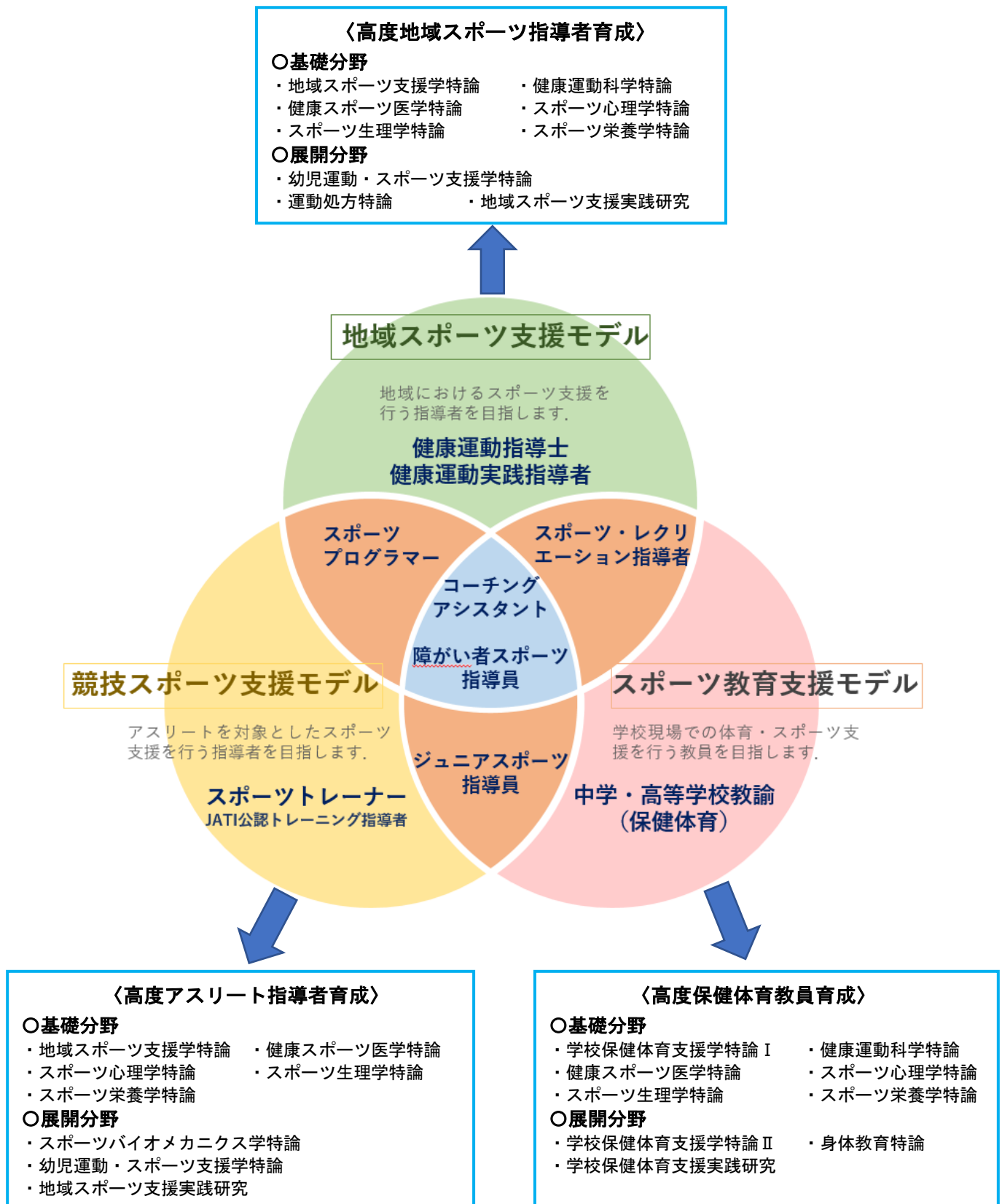
平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 3 月 5 日）

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

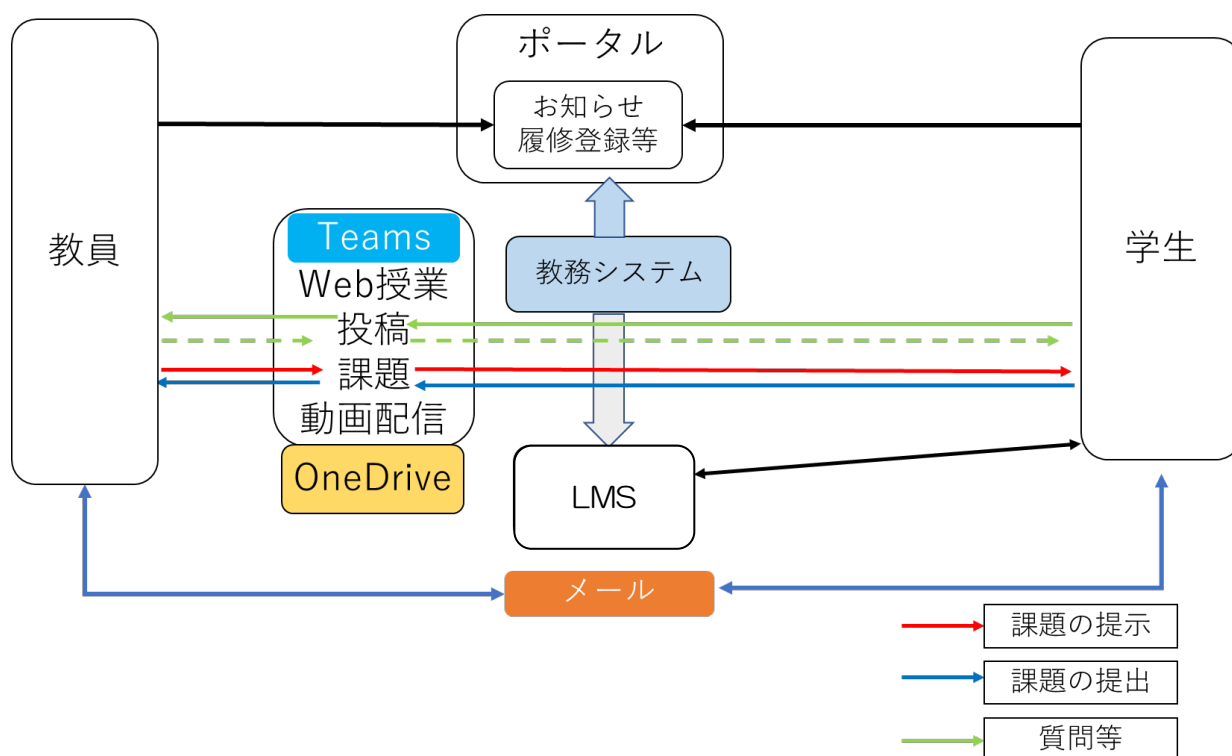
健康栄養学部	}	生活支援科学研究科 【スポーツ科学専攻】
リハビリテーション学部		< 共通科目 > ・生活支援科学特論
子ども学部		< 基礎分野 >
看護学部		地域スポーツ支援学特論
健康福祉学部	}	健康運動科学特論
【スポーツ健康福祉学科】		健康スポーツ医学特論
< 学部基幹科目 > ・健康福祉概論		スポーツ心理学特論
< 学科基幹科目 > ・地域スポーツ支援論 ・スポーツ文化論		スポーツ生理学特論
< 専門科目 >		スポーツ栄養学特論
ゼミナール		学校保健体育支援学特論Ⅰ
社会福祉に関する科目		< 展開分野 >
健康スポーツに関する科目 ・基礎科目	}	学校保健体育支援学特論Ⅱ
健康スポーツに関する科目 ・運動方法関連科目		身体教育特論
健康スポーツに関する科目 ・健康運動支援関連科目		学校保健体育支援実践研究
健康スポーツに関する科目 ・生涯スポーツ支援関連科目		運動処方特論
キャリアデザイン関連科目		スポーツバイオメカニクス学特論
教職課程に関する科目		幼児運動・スポーツ支援学特論
		地域スポーツ支援実践研究
		< 研究演習 > 特別研究

既設学部との関係

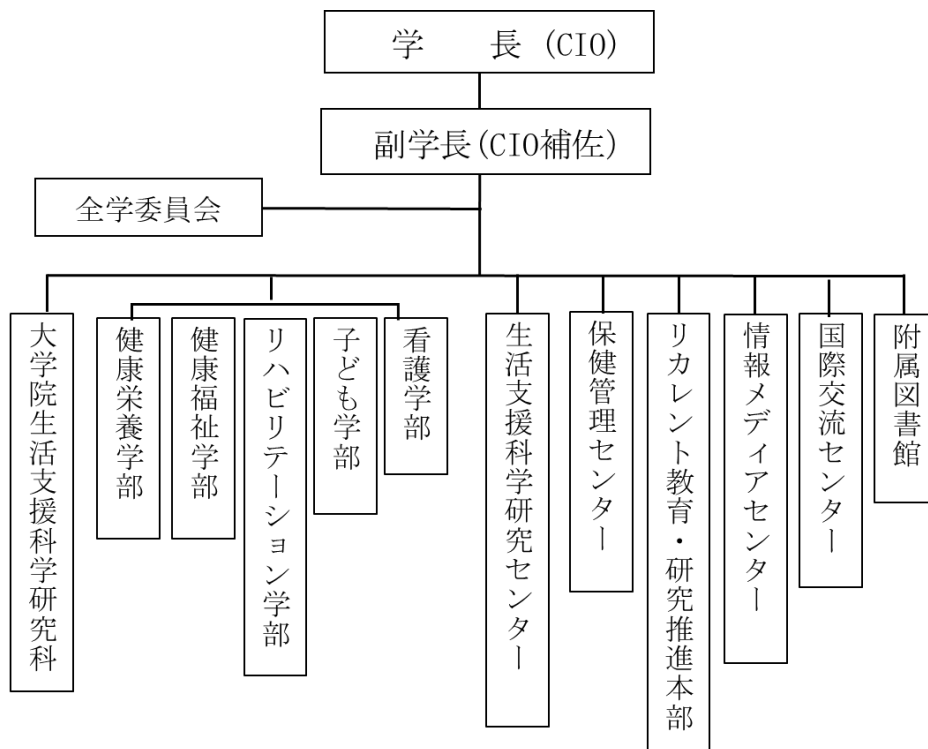


スポーツ健康福祉学科の領域と大学院生活支援科学研究科スポーツ科学専攻との関係

西九州大学における遠隔授業システムの概要



西九州大学における ICT 推進体制



定年に関する規程

「学校法人永原学園教職員就業規則」抜粋

第3節 定年

(定年)

第39条 教職員の定年は、次のとおりとする。

(1) 教授 68歳 准教授 65歳 その他の教育職員 60歳

(2) 事務職員・技術職員・労務職員等 60歳

2 前項の定年に達した教職員は、その定年に達した日（誕生日の前日）を含む年度の末日をもって定年退職とする。

(定年延長)

第40条 前条の定年に達した教職員のうち、理事長が特に必要と認める者及び58歳を超えて採用された者については、定年を延長することができる。その場合は、1年間の雇用契約とし、更に必要を認めるときは1年ごとに更新することができる。

2 前項により定年を延長することのできる期間は、教育職員にあっては2年、その他の職員にあっては5年を限度とする。ただし、事務局長については別に定める。

附 則（平成13年3月17日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び附則第3項の規定は、平成13年3月31日から施行する。

2 第40条第2項本文の規定中、当分の間、「教育職員にあっては2年」を「教育職員にあっては4年」、「その他の職員にあっては5年」を「その他の職員にあっては7年」と読み替えて適用することができるものとする。

3 前項の規定を適用するときは、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

附 則（平成13年12月15日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成14年3月31日から施行する。

2 附則（平成13年3月17日議決）第2項中「4年」を「5年」に改める。

「特任教員に関する規程」抜粋

(任用等)

第5条 特任教員は、その所属予定校の学長、校長又は園長が理事長に推薦し、常任理事会の同意を得て、理事長が任命する。

2 特任教員は、理事長が特に必要と認める場合は、第6条の年齢による就業制限を超えて任用することができる。

3 特任教員の任用は、契約によるものとし、契約期間は、1年以内とする。ただし、必要な場合は更新して再契約することができる。

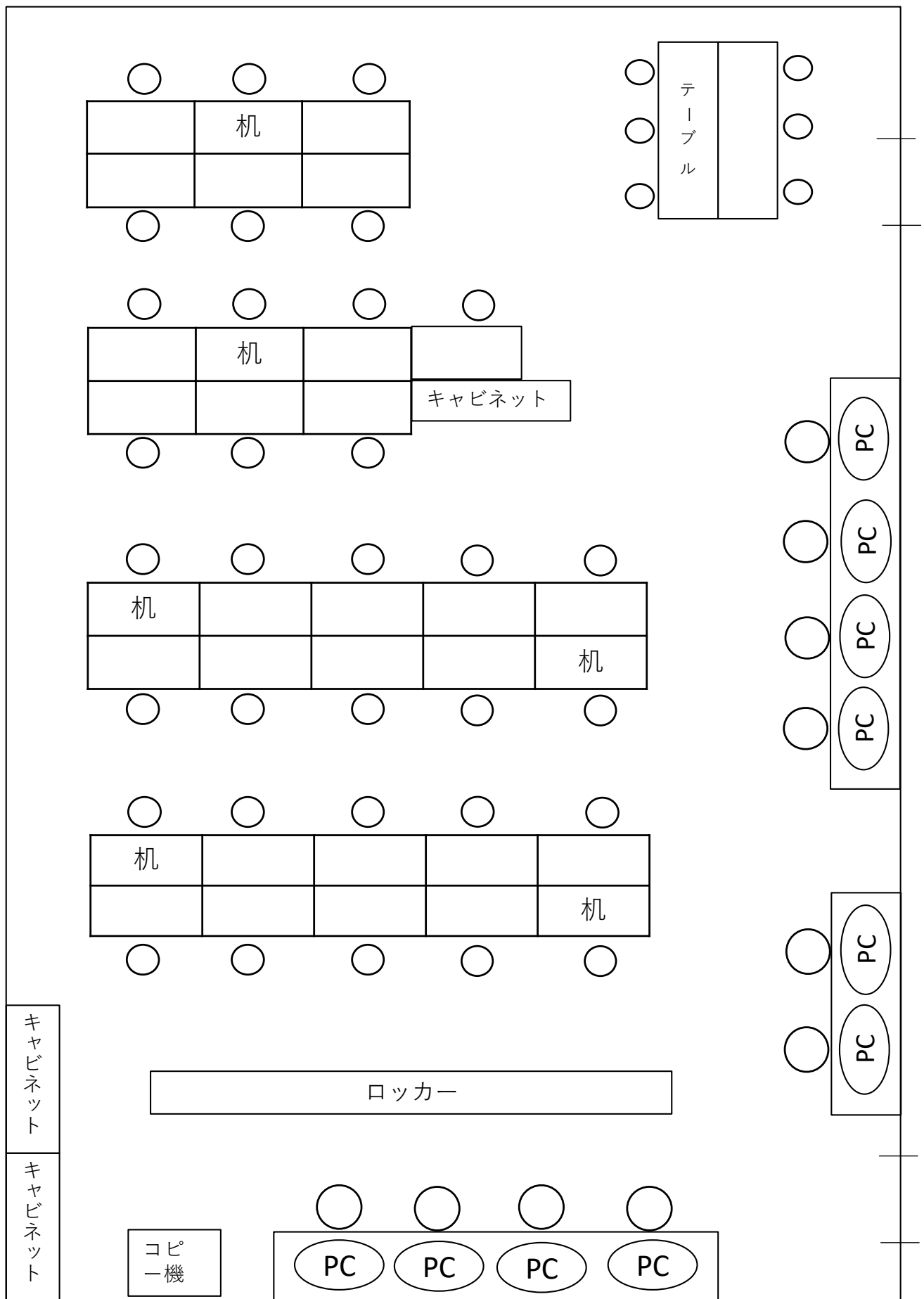
4 労働契約法第18条第1項に規定する無期転換の行使により無期雇用に転換した場合であっても、この規程で定める特任教員として扱うものとする。

(年齢による就業制限)

第6条 前条第3項の規定にかかわらず、特任教授の就業可能期日は、68歳になった日の属する年度の末日までとし、特任准教授、特任講師及び特任教諭の就業可能期日は、65歳になった日の属する年度の末日までとする。ただし、前条第2項により任用された特任教員はこの限りでない。

(年齢による就業制限の延長)

第7条 前条の就業可能期日に達した特任教員のうち、理事長が特に必要と認める者については、就業可能期日を延長することができる。



大学院自習室 見取図 (108m²)

西九州大学大学院研究科委員会規則

(趣旨)

第1条 西九州大学大学院学則（平成11年4月1日制定）第38条に規定する大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織、権限及び運営等については、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 研究科の授業又は研究指導を担当する専任教員

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学（再入学を含む。）及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育課程の編成に関する事項

(4) 研究科長の選考に関する事項

(5) 研究科担当教員の選考に係る人事計画の立案及び資格審査に関する事項

(6) 大学院学則又は大学諸規定のうち、教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項

(7) 学生の表彰、懲戒に関する事項

(8) その他、学長又は研究科長が諮問した事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学生の休学、復学、退学及び除籍に関する事項

(2) 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関する事項

(3) 学生の単位修得に関する事項

(4) 学生の修学等に必要の助言・指導その他支援に関する事項

(5) その他、研究科の研究・教育に関する事項

(会議の招集及び議長)

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、研究科委員会においてあらかじめ指定した教授が、その職務を代行する。

(研究科委員会の成立要件及び議決)

第5条 研究科委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第3条第1号及び同条第2号に掲げる事項並びに特に重要な事項については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(審議結果の上申)

第5条の2 研究科長は、第3条第1項及び同条第2項の審議事項に係る研究科委員会の意見を学長へ上申するものとする。

(事務の処理)

第6条 委員会の事務は、総務課にておいて処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、研究科委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月16日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月20日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月17日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月14日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

西九州大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

(趣旨)

第1条 西九州大学大学院（以下「本学」という。）のファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本学の教育の理念・目標及び教育内容・方法に関する組織的な研究、研修の円滑な実施を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 定期的なファカルティ・ディベロップメント講演会、研修会等の企画及び実施に関すること。
- (2) その他本学のファカルティ・ディベロップメントに関すること。

(組織)

第4条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 教務部長
- (3) 各専攻から選出された専任教員各1人
- (4) 事務局長

(任期)

第5条 前条第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第3号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会には委員長を置き、委員長は研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議の開催及び議決)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は過半数の委員から要請があったときに、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第9条 事業を円滑に遂行するために、委員会が必要と認めたときは専門委員会を置くことができる。

- 2 委員会が必要と認めた時は、専門委員会に委員以外の者を加えることができる。

(事務局)

第10条 委員会に関する事務は、教務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成 24 年 6 月 21 日 制定）

- 1 この規程は、平成 24 年 6 月 21 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第 4 条第 1 項第 3 号に規定する委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 26 年 3 月 6 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 19 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。